

指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の運用基準（改訂第2版）

目次

1	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の概要	1
2	総則	2
3	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（第30条）	3
4	少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（第31条）	7
5	貯蔵・取扱いの共通基準（第31条の2）	16
6	屋外における貯蔵・取扱いの基準等（第31条の3）	30
7	屋内における貯蔵・取扱いの基準等（第31条の3の2）	36
8	タンクの位置、構造及び設備の基準等（第31条の4）	40
9	地下タンクの位置、構造及び設備の基準等（第31条の5）	49
10	移動タンクの位置、構造及び設備の基準等（第31条の6）	55
11	類毎に共通する基準等（第31条の7）	66
12	タンク、配管等の設備に係る基準維持（第31条の8）	70
13	動植物油類についての適用除外（第31条の9）	71
14	品名又は指定数量を異にする危険物（第32条）	72
15	形態別の審査項目	73
16	指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の概要	78
17	別表第7の解説及び貯蔵・取扱いの基準	79
	(1) 別表第7の解説（綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類）	80
	(2) 別表第7の解説（わら類、再生資源燃料、可燃性固体類）	81
	(3) 別表第7の解説（石炭・木炭類、可燃性液体類）	82
	(4) 別表第7の解説（合成樹脂類）	83
	(5) 別表第7の解説（木材加工品及び木くず、紙類）	85
	(6) 貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の概要	86
18	可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条）	89
19	綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条の2）	94
20	危険要因の把握等（第33条の3）	99
21	基準の特例（第34条）	100
22	よくある質問とその回答	101
23	参考資料（少量危険物チェック票）	103
	(1) 少量危険物（共通基準及び少量危険物の共通基準）	103
	(2) 少量危険物（屋内における基準）	107
	(3) 少量危険物（屋外における基準）	108
	(4) 少量危険物（屋外タンクにおける基準）	109
	(5) 少量危険物（屋内タンクにおける基準）	110
	(6) 少量危険物（地下タンクにおける基準）	111

(7) 少量危険物（移動タンクにおける基準）	112
(8) 少量危険物（屋上発電機等の基準）	113
(9) 少量危険物（屋外発電機等の基準）	114
(10) 少量危険物（屋内発電機等の基準）	116
(12) 少量危険物（燃料タンク内蔵型仮設発電機の基準：屋外）	117
(13) 少量危険物（燃料タンク内蔵型仮設発電機の基準：屋上）	118
(14) 少量危険物（燃料タンク内蔵型仮設発電機の基準：屋内）	119
(15) 少量危険物（キュービクル式のポンプ設備及び注入口の基準）	120
(16) 少量危険物（キュービクル式タンクの基準）	121
24 参考資料（指定可燃物チェック票）	122
(1) 指定可燃物等（可燃性液体類）	122
(2) 指定可燃物等（可燃性固体類）	123
(3) 指定可燃物等（少量危険物のうち動植物油類）	124
(4) 指定可燃物等（少量危険物の規制準用項目：可燃性液体類）	125
(5) 指定可燃物等（綿花類等：再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等）を除く）	128
(6) 指定可燃物等（再生資源燃料：廃棄物固形化燃料等のみ）	129
(7) 指定可燃物等（合成樹脂類）	130

指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の概要

関係条文	空地の確保	構造の基準	標識等	貯蔵取扱の基準
屋外貯蔵	31条の3 タンク又は金属容器 指定数量の1/2倍以上 1m (発電設備等は内蔵タンクやサービスタンクがあるため上記の保有空地とする) その他の容器 指定数量の1/5倍～1/2未満 1m 指定数量の1/2倍以上 2m	●液状の危険物を取り扱う設備 地盤面の周囲に流出防止に囲い設置 地盤面を危険物が浸透しない構造 傾斜及び貯留設備		積み重ね高さ3mまで (3石及び4石は4m) 架台での高さ6mまで
	31条の3の2	壁、柱、床及び天井は不燃 窓及び出入口は防火設備 地盤面を危険物が浸透しない構造 傾斜及び貯留設備 架台を設ける場合は不燃材料 採光、照明及び換気 滞留の恐れがある場合は排出設備		
屋外タンク	30条・31条及び31条の2 31条の43 指定数量の1/2倍以上 1m	タンク板厚は容量に応じて1mm～3.2mm 危険物の量を自動的に表示する装置 流出防止措置(全量収容の防油堤) 通気管に引火防止措置(メッシュ)	・見やすい箇所に危険物を貯蔵し又は取り扱っている旨を表示した標識 ・危険物の類、品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板	PP4300～PP4385
屋内タンク	31条の34の2	壁、柱、床及び天井は不燃 窓及び出入口は防火設備 地盤面を危険物が浸透しない構造 傾斜及び貯留設備 採光、照明及び換気 滞留の恐れがある場合は排出設備 タンク板厚は容量に応じて1mm～3.2mm 危険物の量を自動的に表示する装置 流出防止措置(全量収容の防油堤) 通気管に引火防止措置(メッシュ)		PP4306～PP4389
地下タンク	31条の5 なし	タンク室構造で埋設 (有効に保護されている場合は省略 工事可) 3.2mm以上の鋼板又は同等以上の 金属板又はFRP 2箇所以上漏洩検査管を設置		P49～P54
移動タンク	31条の6 なし	火災予防上安全な場所に常置 タンクは厚さ3.2mm以上の鋼板 又は同等以上の材料 タンクはUボルト等で強固に固定 安全装置を設ける 4,000L以下毎に間仕切りを設ける	0.3m平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識	P55～P65

※ 第4類危険物のうち、特殊引火物、第1石油類、第2石油類をいう。また、液体の第3類及び第5類危険物のうち、引火性液体の性状を有するもののうち、特殊引火物、第1石油類、第2石油類と同等の引火性を有する物品も含まれる。

○福岡市火災予防条例（昭和 37 年 4 月 2 日条例第 28 号）

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

～解説～

1 本節（第 30 条から第 32 条）は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を規定している。

(1) 第 30 条

いかなる類、品名に属するかを問わず、また貯蔵及び取扱いを通じて、すべての使用状態に共通する基準

(2) 第 31 条から第 31 条の 6

第 30 条の通則以外の少量危険物（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。）の貯蔵及び取扱いの具体的な基準

(3) 第 31 条の 7

危険物の各類ごとの特殊性を考慮し、各類ごとに共通する基準

(4) 第 31 条の 8

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備の維持管理

(5) 第 31 条の 9

指定数量未満の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合の適用除外規定

(6) 第 32 条

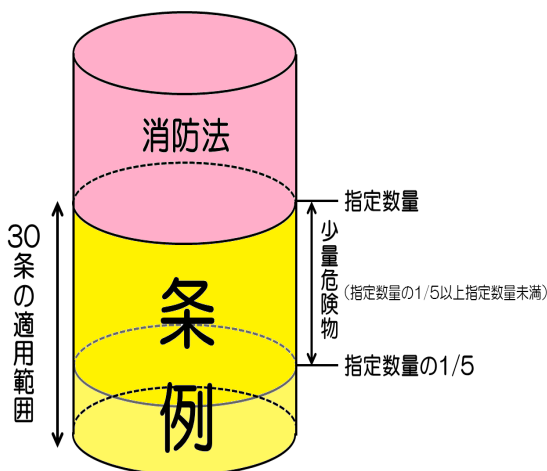
品名を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における危険物の数量の取扱い

【指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準】

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

～解説～

本条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について規定したものである。



- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

～解説～

「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法でこれを使用すべきこと。すなわち、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気を使用すべきである。

- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

～解説～

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、特にその危険性を考慮して、常に整理及び清掃を行い、必要最小限のものをおるべき位置に置き、管理が行き届いている状態で作業することを要求している。本号の趣旨は、一般的な安全及び衛生の面からも必要なことであるが、火災予防上の見地から特にその必要性が大きい。
- 2 「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではないが、その具体的適用にあたっては、危険物の性質、数量や危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、防災的な見地から判断すべきことはいうまでもない。例えば、原料や製品を置くための台や作業をするための机等は、必

要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不要なものは、速やかに整理することが必要である。

- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。

～解説～

「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいうものである。

- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。

～解説～

危険物の貯蔵、取扱いに容器を用いる場合、当該容器は、危険物の性質に応じた材質、強度等を有するものを選ぶとともに、破損、腐食、さけめ等がないものを使用すべきことを規定したものである。

なお、容器の種類は、危険物の品名及び危険等級（危険物の規制に関する規則第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危険物の規制に関する規則別表第3（固体用のもの）又は第3の2（液体用のもの）に規定するとおりの運搬容器の基準がある。

- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

～解説～

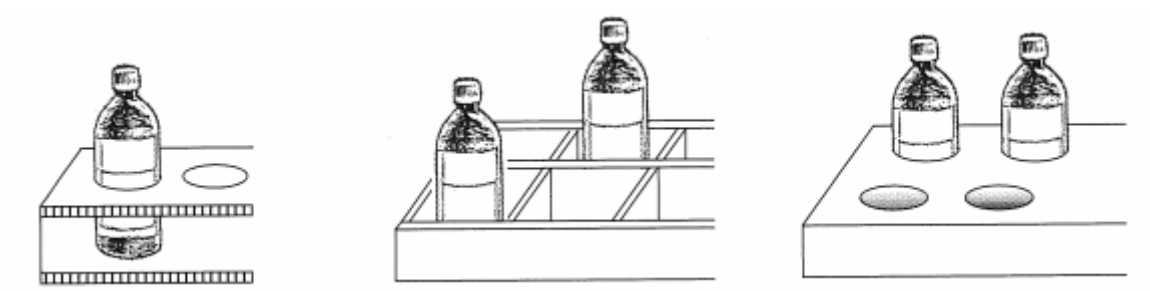
行為規制として、容器の粗暴な取扱いを禁止したものである。これは、第4号に適合する容器に危険物を収納して貯蔵し、又は取扱う場合においても、粗暴な行為によって取り扱うと火災予防上安全が期待できないからである。

特に、第1類の危険物及び第5類の危険物については、衝撃を加えないこと、第4類の危険物については転倒させないこと。また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器については、特に粗暴な行為を禁止することが必要である。

- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

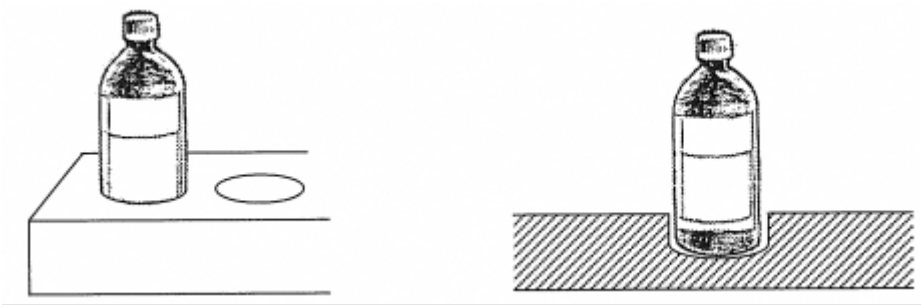
～解説～

- 1 危険物を収納した容器が地震等により転落又は転倒し、また逆に他の物体の落下により災害が発生することがないように措置することが規定されている。
具体的には、容器が地震等により落下や転倒などしないように、棚を建築物の壁又は床面に固定し、容器には滑り止めをつけること等が考えられる。
また、他の物体が落下する恐れのある場所に容器を置かないことなども考慮しなければならない。
- 2 地震動等による容器の転倒防止措置は、次によること。
 - (1) 高さが低く、据付面積が大きい戸棚等容易に転倒しないと認められるものは、固定しないことができるものとする。
 - (2) 容器の転倒、転落、破損を防止する有効な柵、滑りどめ等については、次による。
 - ① 柵
 - ア 容器の転倒、転落を防止する有効な柵については、ビニルコード、カーテンワイヤー等のたるみを生じる材料を避ける。
 - イ 柵等の高さは、容器の滑動等を考慮し、かつ、収納する容器等の大きさに合わせる。
 - ② 滑りどめ
容器の滑りどめについては、次の例によるほか、柵等に固定する。
 - ア 容器1本ごとにセパレート型とする（第1図参照）。



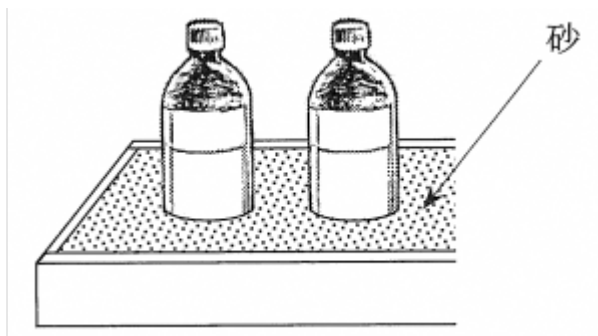
第1図

イ 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設ける（第2図参照）



第2図

ウ 容器を砂箱内に収納する(第3図参照)。



第3図

【少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

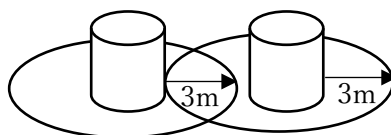
～解説～

1 少量危険物の貯蔵及び取扱いについて、貯蔵し、又は取り扱う場所（屋外又は屋内）、タンクの種類等の貯蔵・取扱形態に応じて第31条の2から第31条の8までに定める所定の措置を講じることとされている。

2 屋外において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例による。
なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

(1) 容器により貯蔵・取扱いを行う場合

原則として、同一敷地内にある容器を合算するものとする。ただし、容器の周囲に3m以上の防火上安全な空地（空地の重複は可能）を保有する（第1図参照）など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととすることができる（第1図参照）。



第1図 隣接して容器を置く場合に独立性を有していると認められる例

(2) 危険物を取り扱う設備（吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、ボイラー、バーナー等の消費設備、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。以下同じ。）により貯蔵・取扱いを行う場合

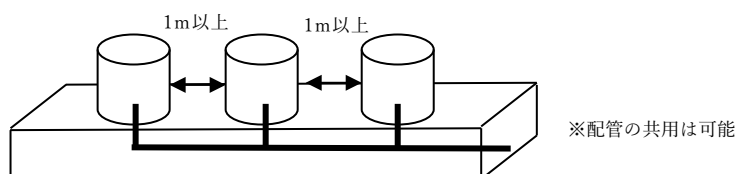
各施設が独立性を有していると認められる場合（配管を共有せず、それぞれが独立した発電設備等）は、それぞれの施設ごととすることができる。この場合において、空地の重複は可能である。

(3) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

① 屋外にあるタンクの場合

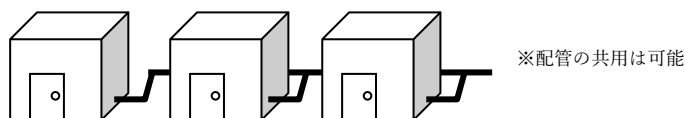
複数のタンクを設ける場合、タンク間の距離を1 m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができるものであること。

この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができるものであること（第2図参照）。



第2図

② キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のタンクを複数設ける場合は、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができるものであること。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができるものであること（第3図参照）。



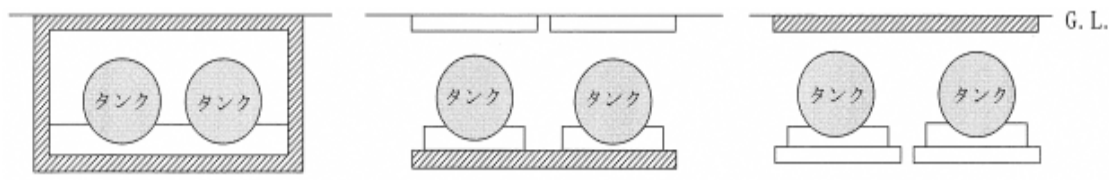
第3図

③ 地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

ア 同一のタンク室内に設置されている場合(第4図参照)

イ 同一の基礎上に設置されている場合(第5図参照)

ウ 同一のふたで覆われている場合(第6図参照)



第4図

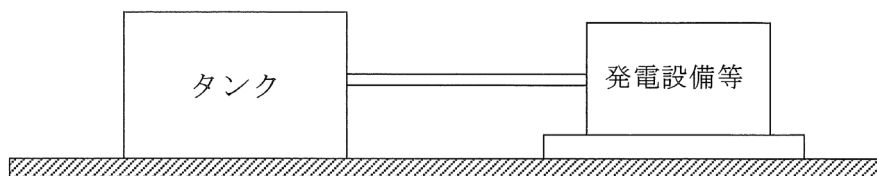
第5図

第6図

(4) タンクと危険物を取り扱う設備が同一工程の場合

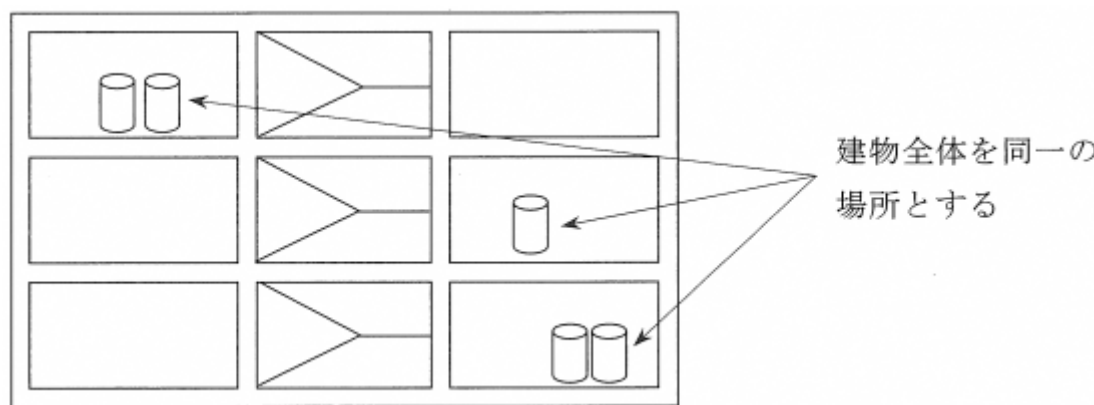
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる(第7図参照)。

なお、屋上に設置する発電機等の設備とそれに付随するタンクにあつてはタンクと設備をもって一施設とする。



第7図 同一工程の場合

3 屋内において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い原則として建築物ごととする(第8図参照)。



第8図

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

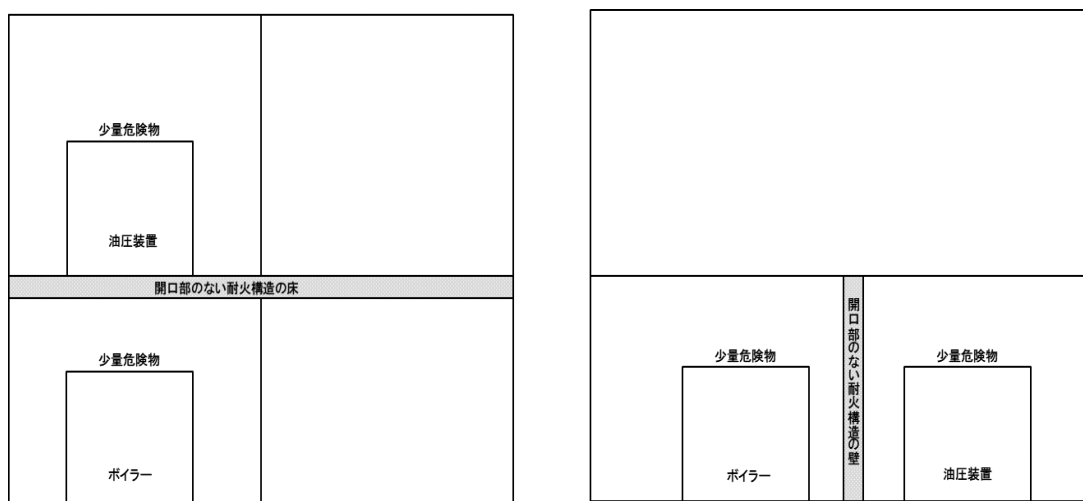
(1) 危険物を取り扱う設備の場合

次の①又は②による。

① 第 31 条の 3 の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により区画された場所(以下、「不燃区画室」という。)

※ 当該不燃区画室に第 31 条の 3 の 2 第 5 号の規定による換気の設備を設けることは差し支えない。

なお、不燃区画室を連続(壁又は床を共有して隣接又は上下階に設けることをいう。)して設けることは、原則としてできない。ただし、不燃区画室相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない(第 9 図参照)。



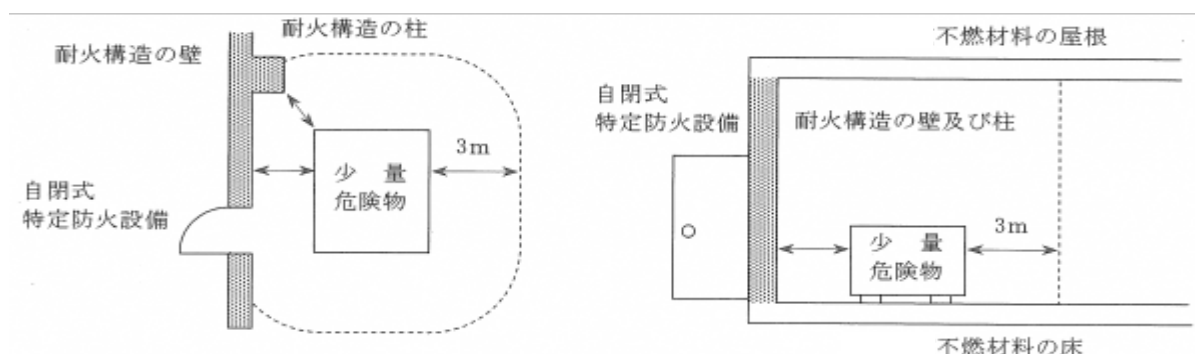
第 9 図 連続して設けられる例

② 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計(ポンプを除く。)等の附属設備を除く。)の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されている場所(以下「保有空地例」という。)

ア 当該設備から 3 m 未満となる建築物の壁(出入口以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

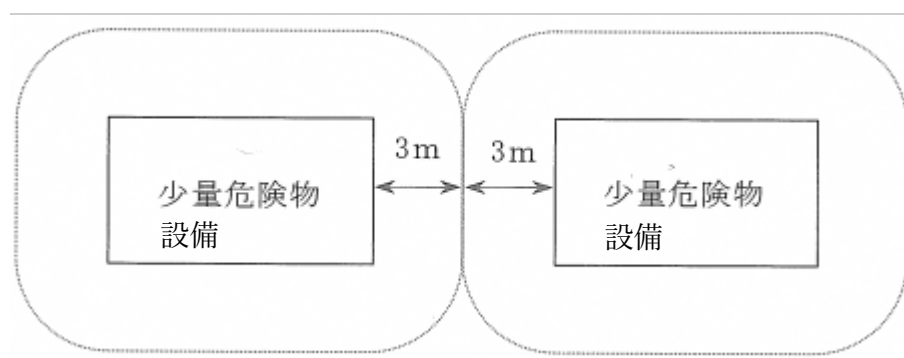
なお、建築物の壁に開口部がある場合は、随時開けることができる自動閉鎖の特

定防火設備(以下「自閉式特定防火設備」という。)を設けること(第10図参照)。



第10図

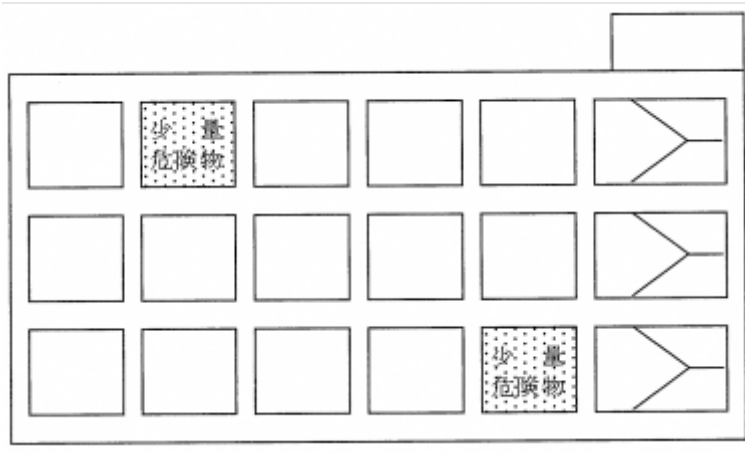
- イ 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井(天井がない場合は小屋裏)までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- ウ 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。
- エ 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない(第11図参照)。



第11図

- (2) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
前3・(1)・①による。
- (3) 物販店等で危険物に該当する商品(以下、商品という。)を陳列又は貯蔵する場合
 - ① 商品を陳列する場合は、不燃区画室又は、面積区画等の防火上有効な区画が形成された場所(以下、「防火区画等」という。)ごとに算定する。
なお、陳列場所を構造基準(傾斜やためます)に適合させることが困難であるため防火区画等ごとの危険物の数量は指定数量の5分の1未満とするよう指導すること。
 - ② 商品を貯蔵する場合は、建物ごととする。ただし、陳列場所とは別の防火区画等で、指定数量未満の商品を貯蔵する場合は、陳列している商品と合算しないことができる。

- (4) 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合(階層住宅等の燃料供給施設を含む。) 管理権原の異なる場所ごととする(第12図参照)。



12 図

- 3 屋上において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（「発電設備、ボイラ一等で危険物（引火点が40℃以上の第4類に限る。）を消費する設備及びその付随するタンク」又は「蓄電池設備において危険物（第4類に限る。）を取り扱う設備」を設置する場合に限る。）

屋上においては、1 mの保有空地（重複可）を確保し、設置される設備ごとを一の少量危険物施設（指定数量の1/2未満の設備も同様とする。）として取り扱うものとする。

なお、この場合における、詳細については73ページ「形態別の審査項目」を参照のこと。

4 特殊な場所の場合

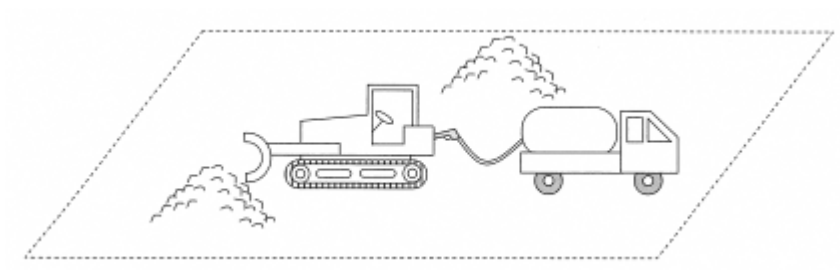
(1) 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごととする。ただし、不燃区画室において貯蔵・取扱いを行う場合はこの限りでない。

なお、不燃区画室を設けることが困難な場合は、不燃材料のボード等で区画された場所において貯蔵し、取扱いにあっても同様に行うこと。

(2) 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする(第15図参照)。



第15図

シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点 100°C 以上のものを 100°C 未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

(4) 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。

① 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

② 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、算定にあたって合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

③ 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合(ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等)

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

④ 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等(指定数量未満の危険物を保有するものに限る。)の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

【貯蔵・取扱いの共通基準】

第31条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

～解説～

- 1 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。
- 2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における設備、機器についての基準に適合していても、当該場所における危険物の貯蔵及び取扱いが適正に行われていなければ、危険物の保安を確保することは難しい。そこで、第1号から第17号までは、危険物の規制に関する政令の貯蔵及び取扱いの基準に準ずる規定を定め、これを遵守することにより、より一層の危険物の保安の確保を図ろうとするものである。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。

～解説～

貯留設備にたまった危険物のみならず、ゴミや砂などの除去についても留意すべきものである。

- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

～解説～

危険物又は危険物のくず、かす等の廃棄の場所及び方法についての規定である。例えば、可燃性の危険物等は、少量ずつ安全な場所で焼却したり、水溶性の塩類又は酸類である危険物は、水で希釈した後処理、その他埋没する等、他に危害を与えないよう危険物の性質に応じて廃棄しなければならない。

- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。

～解説～

- 1 黄りん、ジエチルエーテル、二硫化炭素、クロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において、適切な遮光を図る必要がある。
- 2 危険な濃度の可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのある場合は、強制換気を行うことはもちろん、それ以外の場合でも適当な換気を行う必要がある。

- 3 「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。
- 4 「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を行うことをいう。
- 5 「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

(4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。

～解説～

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第2項第3号で規定されている温度測定装置、第2項第5号で規定されている圧力計等の計器を監視し、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度及び圧力等を保って貯蔵し、又は取り扱うべき旨の規定である。
- 2 「その他の計器」とは、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等が含まれる。
- 3 計器類の監視は次による。
 - (1) 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。
 - (2) 計器類が多数設置される施設にあっては、集中して監視できる方法を指導する。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。

～解説～

危険物の危険性が増大するような危険物の変質、異物の混入自体を防止するため、適当な措置を講ずべきこと、さらにやむを得ず変質したり、異物が混入した場合には、危険性が増大しないよう措置を講ずべきことを規定したものである。自然発火の危険性のある危険物又は混合接触により発火、爆発する危険物については、あらかじめその性質を把握して、本号の適正な運用に努めなければならない。

(6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。

～解説～

危険物を取り扱う設備、機械器具、容器等を修理する場合には、とかく残存危険物による

災害が起こりがちであることから、これらの修理については、危険物を完全に除去した後に
行うこと及びその修理の場所は安全な場所に限ることを規定したものである。

- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれ
のある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器
具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

～解説～

- 1 可燃性の蒸気、ガス等の滞留のおそれのある場所での、火気の発生するおそれのある物
の使用制限について規定したものである。
- 2 「電線と電気器具との完全な接続」とは、第2項第7号の規定と一体となることによっ
て、危険物の保安が確保されるものである。
- 3 「火花を発生しない工具」とは、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金製）
が通常使用されている。
- 4 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場所」とは、引火点が40℃未満
の危険物又は引火点以上の温度にある危険物を大気にさらす状態で取扱っているもの若し
くは可燃性微粉を大気にさらす状態で取り扱っているものをいう。
- 5 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをい
う。
- 6 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉
その他可燃性粉じん、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発する
おそれがあるものをいう。
- 7 「完全に接続し」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、
接続点に張力が加わらない状態をいう。
- 8 「火花を発生する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがある。
 - (1) 機械器具
 - ① グラインダー等衝撃により火花を発生するもの
 - ② 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの
 - ③ 電気設備(危険物審査指針第18電気設備参照)
 - (2) 工具、履物等
ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発生するもの

- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。

～解説～

- 1 危険物を保護液中に保存する場合における規定で、当該危険物が保護液から露出してしまつては、危険物の安全確保のために用いる保護液の目的が、失われてしまうことになる。
- 2 「保護液」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例えば、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油あるいは、ニトロセルロース等の場合の水等がこれに該当する。

- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。

～解説～

接触又は混合による発火危険のあるそれぞれの危険物と危険物、又は危険物と非危険物とを同一場所で貯蔵した場合には、地震動等による相互の物品の接触混合又は転落による危険物の流出等によって災害が発生することが容易に考えられるので、これらの危険物又は物品は、そのおそれのないよう貯蔵・保管すべきことを定めたものである。

- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。

～解説～

- 1 危険物を加熱又は乾燥するときの局部的熱上昇を防止する規定である。例えば、塗料製造工程において、合成樹脂、顔料等を攪拌作業中、局部的温度上昇で火災が発生した例があるが、この種の事故を予防するための規定である。
- 2 「温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。
 - (1) 直火を使用しない方法
 - (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法
 - (3) 被加熱物の温度分布に片寄りを生じさせない方法

- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。

～解説～

- 1 詰め替えを行う場合、不燃材料で区画された場所等防火上安全な場所で行わなければならない。これは、例えば、シンナー、ガソリン、灯油、軽油等の可燃性液体の詰め替えが、コンロや石油ストーブ等の付近で行われて火災が発生する例が多く、この種の事故を予防するために規定したものである。
- 2 「防火上安全な場所」とは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量、性状、貯蔵取扱場所の規模からの距離、周囲の状況等の実態によるものとする。

- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。

～解説～

- 1 吹付塗装作業は、引火点が比較的低い危険物を溶剤として使用するため、その作業場所は可燃性蒸気の濃度が高くなる危険性があるので、防火上有効な隔壁等で区画された安全な場所で行うべき旨の規定である。
- 2 吹付塗装作業を行う場合の「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」については、次のいずれかの場所とする。
 - (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所
 - (2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
 - (3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの
 - ① 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。
 - ② 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。
 - ③ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。
 - (4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。

～解説～

- 1 焼入れ作業における焼入油（通常第3石油類又は第4石油類が使用される。）の温度管理についての規定である。これは、比較的引火点の高い焼入油であっても、長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われない場合には危険な状態になるからである。

2 焼入作業を行う場合の「危険物が危険な温度に達しない方法」には、次の方法がある。

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) 攪拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

(14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。

～解説～

危険物を使用する染色又は洗浄作業においては、吹付作業と同様可燃性蒸気が滞留するおそれがあるため、ベンチレーターを設置し換気をよくする等とともに、当該作業により生じる廃液についても容器に収容して貯蔵する等安全に処置する旨が規定されている。

(15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

～解説～

1 バーナーの逆火防止及び燃料危険物の流出防止についての規定である。

2 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止については、次の方法がある。

(1) バーナーの逆火防止方法

① プレバージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

② ポストバージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

(2) 危険物の流出を防止する方法

① 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

② フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

(16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

～解説～

危険物の運搬以外に、危険物を収納したり、詰め替えたりする場合の容器についての規定である。

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第 3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

～解説～

- 1 固体の危険物にあつては、危険物の規制に関する規則別表第 3、液体の危険物にあつては、同別表第 3 の 2 に掲げる容器のうち当該危険物に適応したもの又はこれと同等以上であると認められるもの（以下「内装容器等」という。）に収容し、又は詰め替えなければならない。
- 2 「これと同等以上と認められる容器」とは、総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 2 の 2）をいう。
- 3 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、第 34 条の基準の特例を適用し、危険物の規制に関する規則第 39 条の 3 第 1 項ただし書と同様の扱いとすることができるものである。

なお、危険物の運搬については、法第 16 条に規定されているところではあるが、これは、指定数量未満の危険物についても適用され、危険物の規制に関する政令第 28 条から 30 条の基準によるものとされている。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定の例による表示をすること。

～解説～

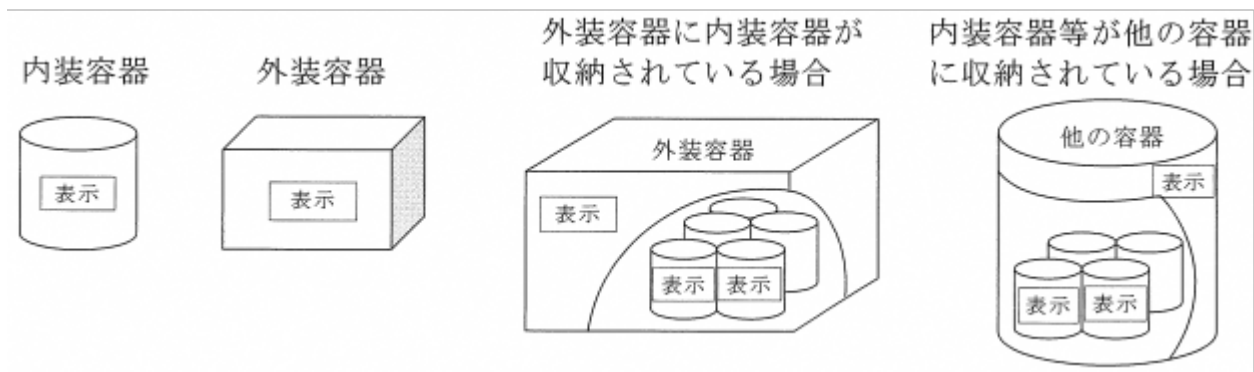
1 内装容器等には、危険物の規制に関する規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定による表示、すなわち、危険物の品名、危険等級（危険物の規制に関する規則第 39 条の 2 に定める危険物の区分）、水溶性の第 4 類危険物にあっては「水溶性」及び危険物に応じた注意事項（禁水性物質にあっては「禁水」、第 4 類にあっては「火気厳禁」等）を表示しなければならない。また、家庭で最も多く使用されている灯油用ポリエチレン容器については、ポリエチレンブロー製品工業会等がその試験確認を行っており、合格したものに対して認定証を貼付することとしている。

2 表示

文字の大きさ、色等は任意とするものであるが、容器の大きさ、色等を考慮し、容易に識別できるものとする。

3 内装容器等の表示については、次による。

(1) 表示を要する内装容器等



表示の例

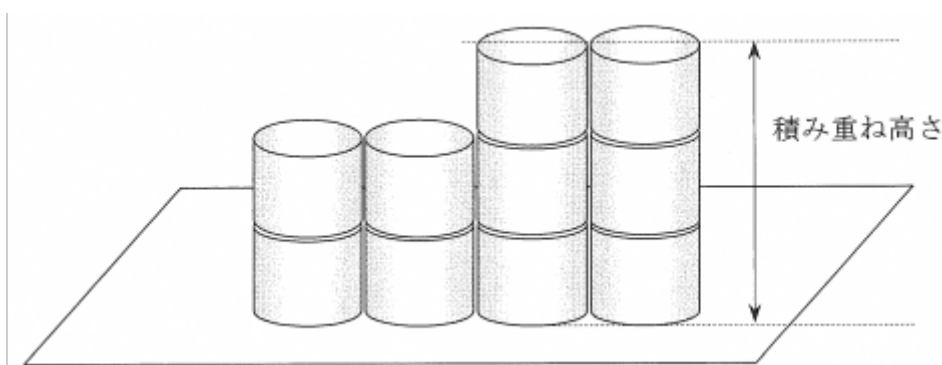
(2) 内装容器等の表示方法

条 文	収納し、又は詰め替える危険物 及び内装容器等の最大容積	品 名 危険等級 化 学 名 水 溶 性	危険物の 数 量	注意事項
危省令第 39 条の 3 第 2 項	・危省令別表第 3、3 の 2、3 の 3 及 び 3 の 4 による	要	要	要
危省令第 39 条の 3 第 3 項	・第一、二、四類（危険等級 I の危険 物を除く。）の危険物 ・最大容積 500ml 以下	通称名	要	同一の意味を有 する他の表示
危省令第 39 条の 3 第 4 項	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積 150ml 以下	不要	要	不要
	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積 150ml を超え 300ml 以下	不要	要	同一の意味を有 する他の表示
危省令第 39 条の 3 第 5 項	・第四類のエアゾール ・最大容積 300ml 以下	不要	要	同一の意味を有 する他の表示
危省令第 39 条の 3 第 6 項	・第四類の危険物のうち動植物油類 ・最大容積 2. 2ℓ 以下	通称名	要	同一の意味を有 する他の表示

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートル（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4 メートル）を超えて積み重ねないこと。

～解説～

- 地震等による転落を防ぐため、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の最高高さを規定している。第 3 石油類及び第 4 石油類のみの場合は 4 m、その他の場合は、3 m を超えた高さに積み重ねてはならない。
- 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。

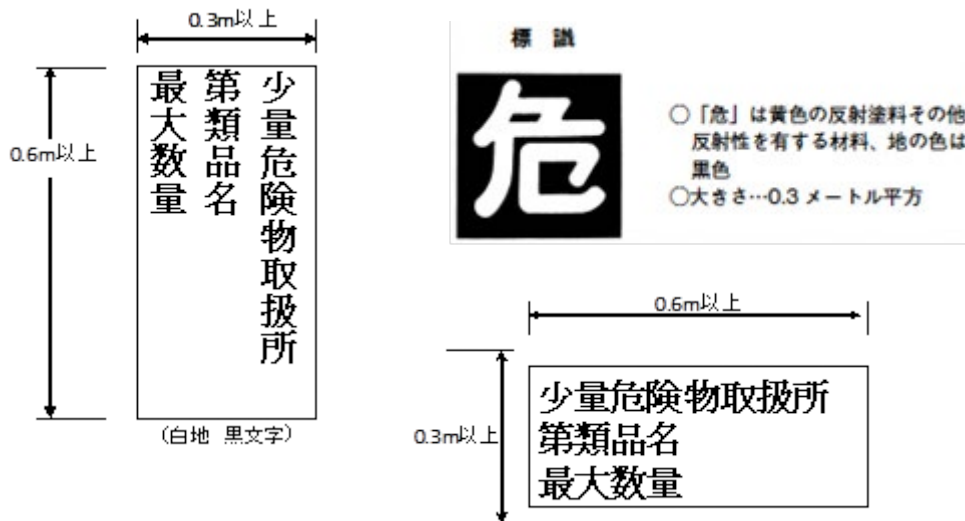


2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

～解説～

- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設ける標識及び掲示板について規定したものである。
- 2 標識は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設を区分し、その所在を周知させて防災上の注意を喚起し、また、消火活動における効果を期待するものである。
- 3 掲示板は、防火に関し必要な事項を掲示し、その徹底を図るために設けるものであり、当該施設で取り扱う危険物の類、品名及び取扱最大数量、指定数量の倍数等を表示するものと、危険物に対する注意事項を表示するものとの2種類が必要である。防火に関し必要な事項は、危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号及び第5号の例により、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じたものとする。
- 4 移動タンクの標識にあつては、0.3m平方の地が黒色の板に、黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示し、車両の前後から確認できる見やすい位置に設けること。
- 5 移動タンク以外のものにあつては、大きさは、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の地が白色の板に、黒色の文字で危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示（「少量危険物取扱所」）をする。
- 6 「最大数量」とは、通常一日における最大能力数量をいうが、常時貯蔵し、又は取扱っている数量の最大値となる。
- 7 標識及び掲示板の表示基準、色、大きさ及び設置場所
福岡市火災予防規則第7条第2項第5号及び別表第2参照



(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

～解説～

- 1 危険物を取り扱う機械器具その他の設備の構造を、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができるものとすることによって、危険物の漏れ等による災害を防止することを目的とした規定である。
- 2 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、当該機械器具その他の設備が、それぞれの通常の使用条件に対し、十分余裕をもった容量、強度、性能等を有するように設計されているもの等が該当する。
- 3 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、タンク、ポンプ等の戻り管、フロートスイッチ、混合装置、攪拌措置等の覆い、受け皿、囲い等が該当する。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

～解説～

- 1 危険物の加熱・冷却設備及び危険物の混合、反応等の取扱いに伴って温度変化の起る設備には、その温度変化を常に正確に把握し、温度変化に応じた適切な措置を講じなければ、危険物の噴出、発火、爆発等の災害を起こす危険性があることから規定されている。
- 2 温度測定装置は、バイメタル、金属膨張あるいは水銀膨張式などのサーモスイッチが多

いが、指示又は記録を必要とする場合には、膨張式温度計（現場取付型）、熱電対式、抵抗式（遠隔表示）が広く使われる。

- 3 温度測定装置は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものを選定する。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

～解説～

- 1 直火による危険物の加熱、乾燥は、直火そのものが火源となって、発火等の原因となるおそれがあり、また、危険物の局部加熱が起りやすいことなどから、これを原則として禁止している。
- 2 「直火」とは、可燃性液体、可燃性気体等を燃料とする火気、ニクロム線を用いた電熱器等が該当する。
- 3 直火以外の方法による加熱又は乾燥の方法としては、スチーム、熱媒体、熱風等を用いて行う方法がある。
- 4 「火災を防止するための附帯設備」とは、ニクロム線の保護管設備等がある。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

～解説～

圧力の上昇による危険物の噴出、設備の爆発等を防止するために、圧力計及び自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁などの有効な安全装置を設けるものとされている。

なお、安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気等が噴出するおそれがあるため、その設置場所には、通風や周囲の火気等を考慮して安全な場所を選択すべきである。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

～解説～

- 1 引火性の熱媒体を使用する設備（ボイラー等）について、当該熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とする等の火災予防上の保安措置について規定されている。
- 2 「熱媒体」とは、水蒸気や空気が使用されることが多いが、高引火点の危険物が使用され

ることもある。

(7) 電気設備については、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

～解説～

1 「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいうものである。危険物の貯蔵及び取扱いに伴い、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が漏れ、又は滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、これが火源とならないようにするために本号が規定されている。具体的には、防爆性能を有する機器を用いること等である。

2 防爆構造の適用範囲については以下のとおりである。

(1) 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

(2) 引火点が 40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

(3) 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない。）が滞留するおそれのある場合

(8) 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

～解説～

1 危険物の流動摩擦等による静電気の蓄積から、火花放電を起こし、可燃性蒸気等に引火するおそれがあるため、静電気除去装置を設ける旨が規定されている。この装置には、数々のものがあるが、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備を接地（アース）することが最も一般的である。

2 静電気による災害が発生するおそれのある危険物としては、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類が考えられる。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

～解説～

1 危険物を取り扱う配管は、危険物に係る設備、装置等を相互に連結しており、安全確保の面からも重要なものであるため、その材質、強度（耐圧性）、設置方法、防食等について規定している。

2 基準にあっては、危険物の規制に関する政令第 9 条第 1 項第 21 号に準ずる。

- ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。
- イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ウ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。
- エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

解説

- 1 「腐食を防止するための措置」とは、電氣的腐食のおそれのある場所においては、塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては、塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 3 条～第 4 条参考）
- 2 地下埋設配管の溶接以外の接合方法の部分については、漏えいの有無を点検するため、当該部分を蓋を有するコンクリートの箱に収納する等の措置が必要である。
- 3 「配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合」とは、FRP 製配管及び樹脂製配管で施工された場合をいう。

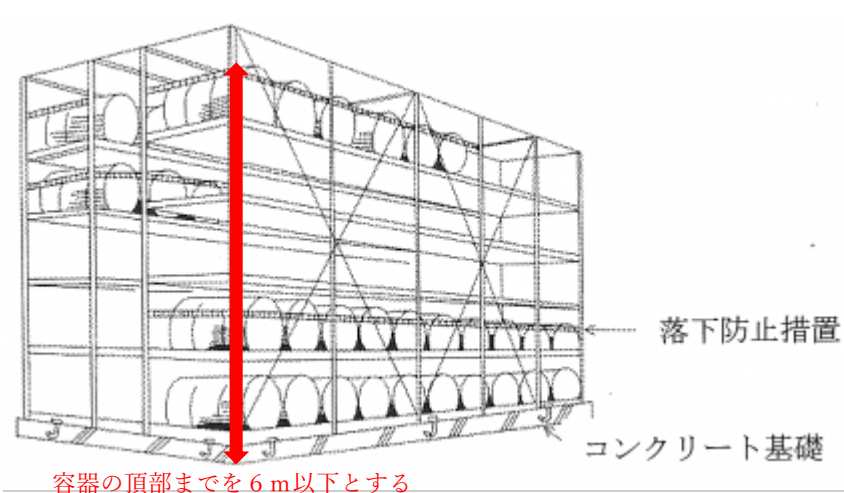
- オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講じること。
- カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

【屋外における貯蔵・取扱いの基準等】

第31条の3 少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、地面から高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

～解説～

危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の、架台の構造等及び高さを制限した規定である。第31条の2第1項第17号において容器を積み重ねる場合は、3m（第3石油類及び第4石油類のみの場合は4m）以下とされているが、不燃材料で堅固に造られた架台を用いる場合は、6m以下とすることができる。



2 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

～解説～

第2項は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準である。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は 金属製容器	指定数量の2分の1以上 指定数量未満	1メートル以上
その他 の容器等	指定数量の5分の1以上 2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上 指定数量未満	2メートル以上

～解説～

- 1 屋外の場所で危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合について、一定の空地の保有又は防火上有効な塀の設置を義務づけたもので、これにより、火災時における延焼防止を図るものである。この場合、タンク又は金属製容器によって貯蔵し、又は取り扱っている場合は、後述第31条の4又は前述第31条の2第1項第16号の容器のうち金属製容器によって貯蔵し、又は取り扱われることとなるので、保有すべき空地の幅を緩和している。
- 2 ただし書の規定は、耐火構造の壁若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面し、かつ、これらの壁に開口部がないときは、延焼防止の趣旨から考慮して、空地又は防火上有効な塀を設けた場合と同等と考えられることに基づくものである。

なお、ただし書の規定により空地の保有又は塀の設置が免除されるのは、当該壁に面する部分に限られる。

3 周囲の空地、防火上有効な塀

- (1) 危険物を取り扱う設備、装置等(危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。)は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

なお、同一敷地内において、2つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。

- (2) 地盤は平坦(流出防止措置部分を除く。)であり、かつ、軟弱でないこと。
 (3) 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は次によること。

① 植栽できる植物等

植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが50cm以下の樹木とする。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を

含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物とする。

なお、防油堤内の植栽は、矮性の常緑草に限る。

草木の区分	植 物 名
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンガシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等
草 本 類 (矮性に限る。)	常緑の芝(ケンタッキーブルーグラスフリーダム類)、ペチュニア、(ホワイト)クローバー、アオイゴケ等 芝、レンゲ草等

注) 樹木は、高さが50cm以下に維持管理できるものに限る。

② 植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- ア 取扱い等の作業の障害とならない範囲であること。
- イ 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること。
- ウ 消防水利から取水等の障害とならないこと。
- エ 防災用の標識等の視覚障害とならないこと。
- オ 危険物施設の維持管理上支障とならないこと。
- カ その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。

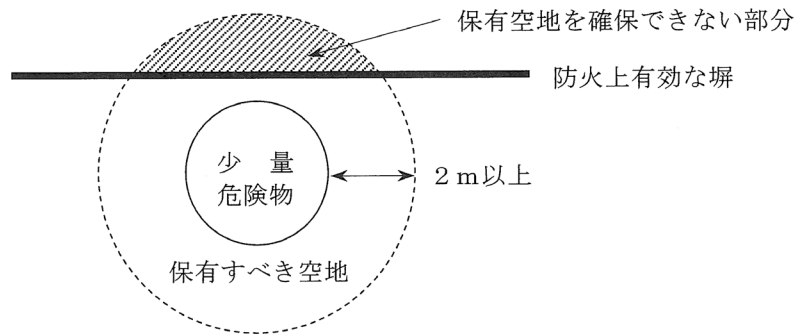
③ 維持管理

枯れ木や落葉等が延焼媒体とならないよう、また、成長により②の条件を満足しなくなることはないよう適正に維持管理すること。

(4) 設置場所が海、河川に面する等、立地条件が防火上安全な場合は、条例第34条の規定により特例を適用し、空地の幅を減ずることができる。

(5) 防火上有効な塀は、次による。

- ① 材質は、条例第3条第1項第1号に掲げる不燃材料とする。
- ② 高さは、1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。
- ③ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする(第1図参照)。
- ④ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。

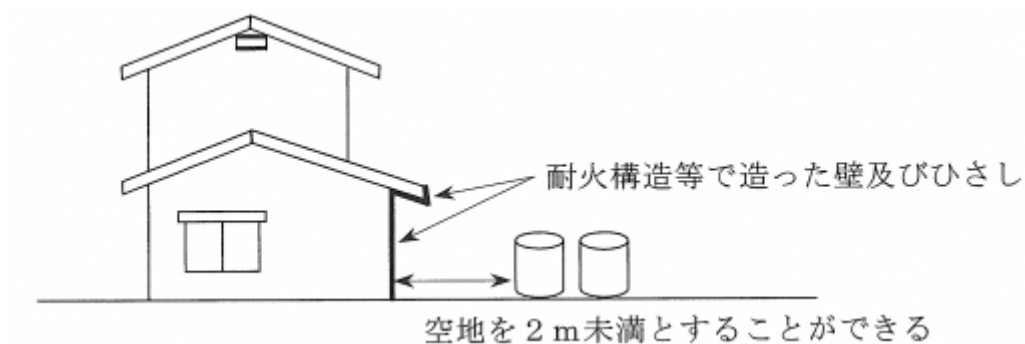


第1図

(6) ただし書きに規定する壁

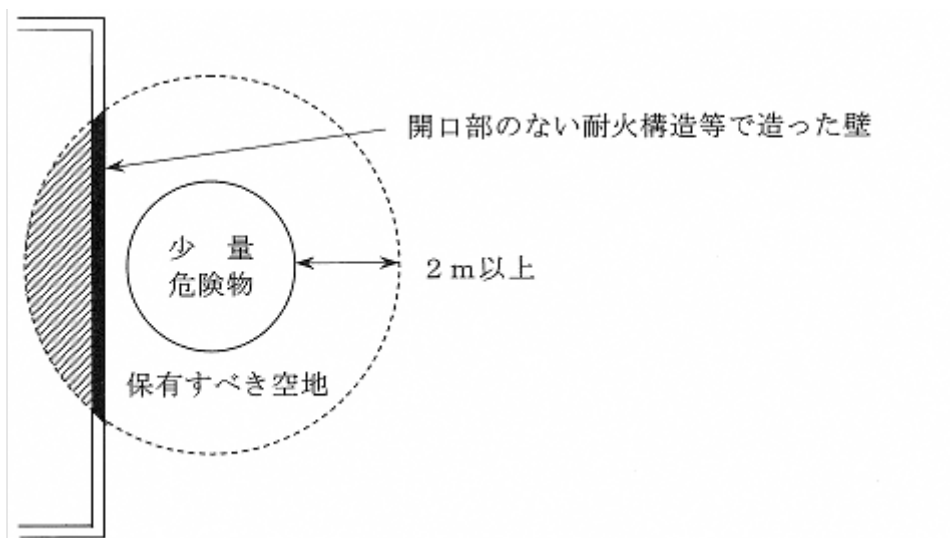
「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次による。

- ① 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする(第2図参照)。



第2図

- ② 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする(第3図参照)。

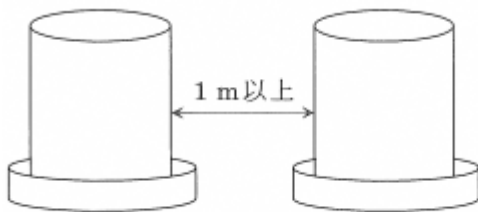


第3図

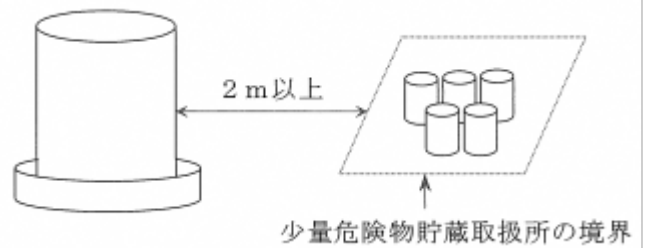
4 屋外タンク

(1) 空地

- ① 2以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を1 m以上とする(第4図参照)。屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離を2 m以上とする(第5図)。



第4図



第5図

② 防火上有効な塀

「防火上有効な塀」については、第31条の3第2項第1号解説3・(5)の例による。

③ ただし書に規定する壁

「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」については、第31条の3第2項第1号解説3・(6)の例による。

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講じるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

～解説～

- 1 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その周囲に危険物の流出を防ぐため囲いを設ける等の措置及び地盤面の浸透防止のためのコンクリート舗装等の措置を講じなければならない。また、適当な傾斜及び貯留設備を設けることとされている。これは、屋外において液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備において、液状の危険物が漏えいした場合は、広範囲に流出拡散する可能性が大きいので、これを防止するための措置方法について規定したものである。
- 2 傾斜については、円滑に貯留設備に流入する程度の勾配とし、また、貯留設備の大きさは貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、概ね縦、横及び深さを30 cm以上とする。

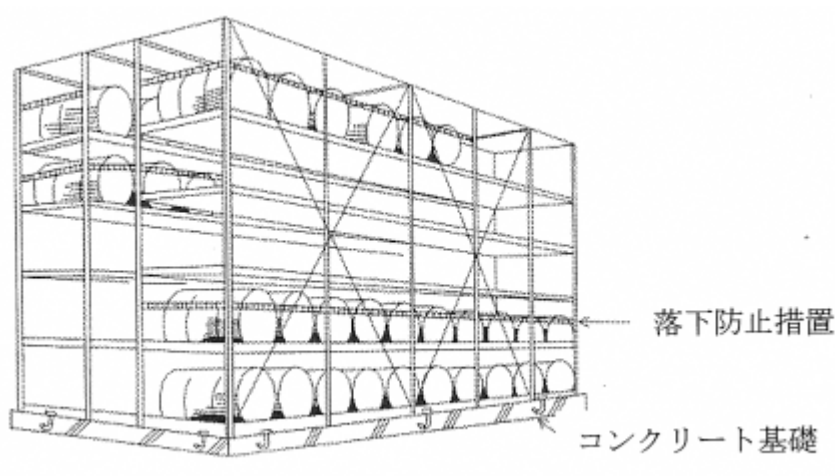
- 3 「同等以上の効果があると認められる措置」には、危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法、設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法又はパッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの等がある。
- 4 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたものがある。その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

～解説～

架台の構造

- 1 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により座屈を生じない構造であることをいう。
- 2 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定する。
- 3 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる。



【屋内における貯蔵・取扱いの基準等】

第31条の3の2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

～解説～

屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

～解説～

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物(室)の壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、屋根)は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることと規定している。

(2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

～解説～

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の窓及び出入口には、防火戸(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。)を設けなければならないと規定している。

(建築基準法)

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

□ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。))に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

(建築基準法施行令)

(防火戸その他の防火設備)

第百九条 法第二条第九号の二ロ、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の五までにおいて同じ。)、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

～解説～

- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講ずるとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設ける旨規定している。
- 2 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。
- 3 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。
- 4 原則として、大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究室等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、実験室等から規制範囲外へ危険物の流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

- (4) 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。

～解説～

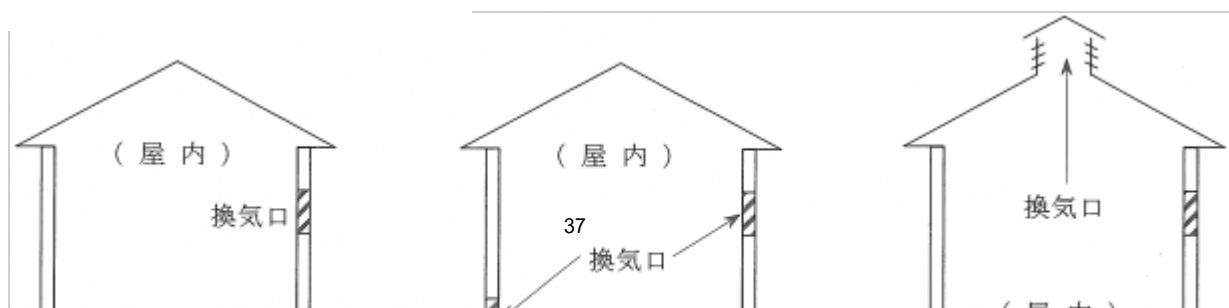
危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。

なお、架台の構造については、前条第2項第3号の解説（P35）を参照すること。

- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

～解説～

- 1 採光、照明及び換気についての規定である。換気の設備は、自然換気又は動力換気のいずれでもよいが、危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に依じてその目的が十分達せられるものを設けることが必要である。
- 2 「採光、照明」は、次による。
 - (1) 照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。
 - (2) 出入口又は窓等により十分に採光がとれ、危険物の取扱いが屋間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
- 3 「換気設備」は、次による。



自然換気設備の例

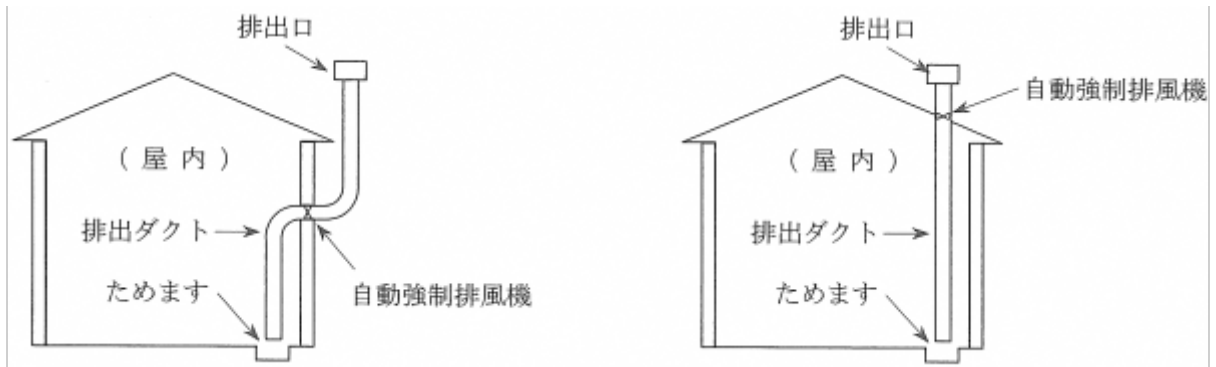
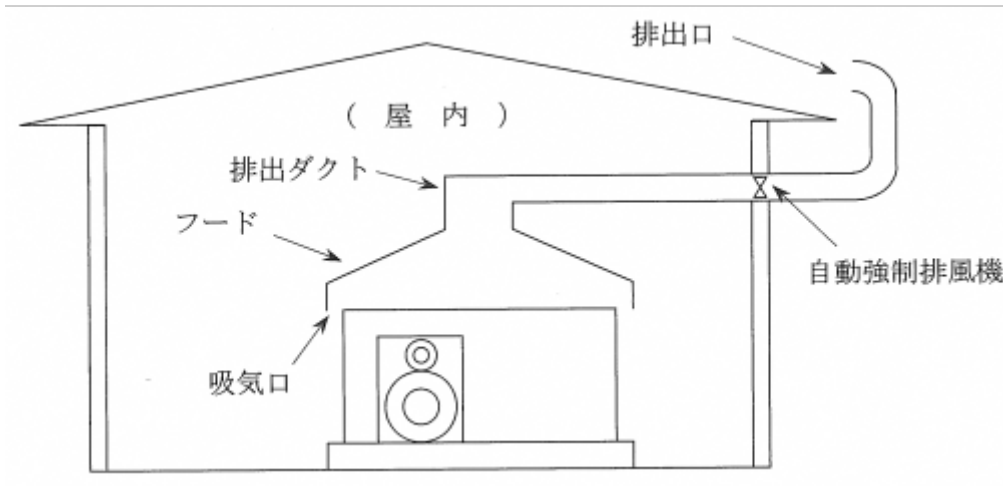
なお、換気設備には、自然換気設備(給気口と排気口により構成されるもの等)、強制換気設備(給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等)又は自動強制換気設備(給気口と自動強制排風機により構成されるもの等)がある。

強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。

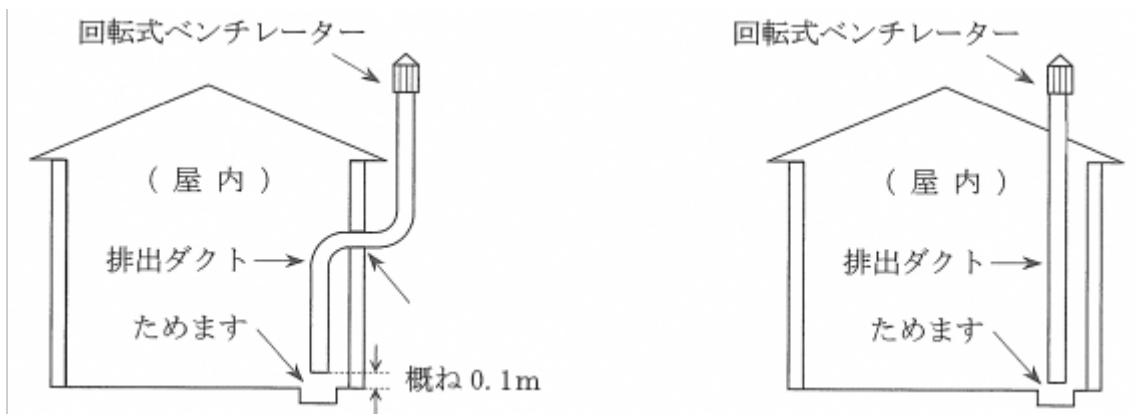
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

～解説～

- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、前号の規定により換気の設備を設けなければならないが、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、これらの蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることを規定している。この場合、蒸気等を排出する場所については、火気使用設備の有無等も十分考慮しなければならない。
- 2 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、引火点が 40℃未満の危険物又は引火点以上の温度にある危険物を大気にさらす状態で取扱っているもの若しくは可燃性微粉を大気にさらす状態で取り扱っているものをいう。
- 3 可燃性蒸気排出設備については、次による。
 - (1) 排出設備は、次の①及び②の例により設ける(第1図～第5図参照)。
 - ① 自動強制排出設備の例



② 強制排出設備の例



【タンクの位置、構造及び設備の基準等】

第31条の4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

～解説～

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク（地盤面下に埋設されているタンク）及び移動タンクを除く。）についての技術上の基準について規定している。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量		板厚
40リットル以下		1.0ミリメートル以上
40リットルを超え	100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え	250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え	500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え	1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え	2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの		3.2ミリメートル以上

～解説～

- 1 タンクを作成する場合の材料及び水張試験又は水圧試験について規定している。

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等におけるタンクは厚さ3.2mm以上の鋼板（一般構造用圧延鋼材・・・SS400）又はこれと同等以上の機械的性質を有するもので気密に造ることとされているが、少量危険物の場合は、タンク容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚が規定されており、鋼板以外の材料で造る場合は、この最低板厚と同等以上の機械的性質を有する材料（金属板）で気密に造らなければならない。

- 2 「同等以上の・・・材料」とは、ステンレス鋼又はアルミニウム等の金属を想定したものであり、これらを使用する場合の最低板厚は、次式により算出された数値以上でなければならない。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張り強さ (N/mm²)

t₀ : タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ (mm)

材質名	JIS記号	引張り強さ (N/mm ²)	容 量						
			40L 以下	40L を越え 100L 以下	100L を越え 250L 以下	250L を越え 500L 以下	500L を越え 1000L 以下	1000L を越え 2000L 以下	2000L を越え るもの
一般圧延板	SS-400	400	1	1.2	1.6	2	2.3	2.6	3.2
ステンレス 鋼板	SUS304 SUS316	520	0.9	1.1	1.4	1.8	2.0	2.3	2.8
アルミニウム 合金板	A5052 P-H34	235	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.4	4.2
	A5083 P-H32	315	1.1	1.4	1.8	2.3	2.6	2.9	3.6
アルミニウム板	A1080 P-H24	85	2.2	2.6	3.5	4.3	5.0	5.6	6.9

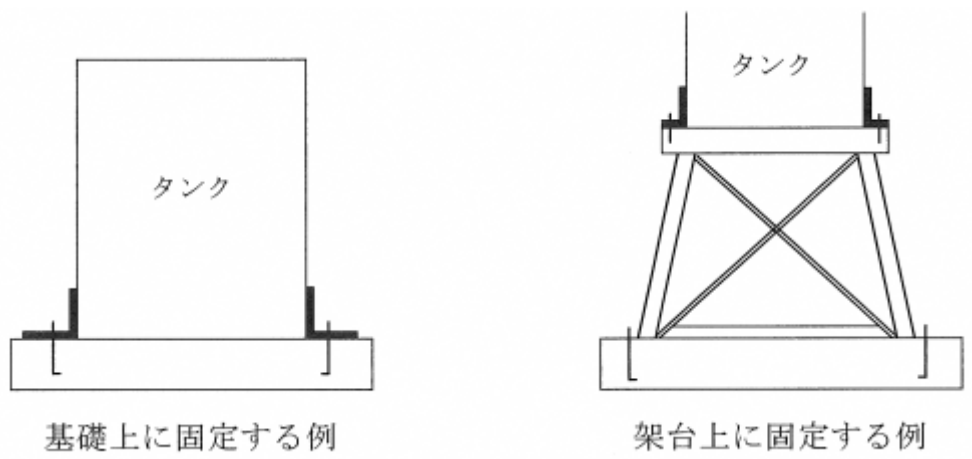
- 3 圧力タンクとは、本条においては、最大常用圧力が正圧又は負圧で5 kPa を超えるものをいう。
- 4 本条の規定は製造所等の完成検査前検査と異なり、設置者等の自主検査で支障ないが、第46条の2では、消防長は設置者等の申出によりこれらの検査を行うことができると規定している。
- 5 水張試験又は水圧試験については、危険物保安技術協会が試験確認を行っているものもあり、これに合格したものについては試験確認済証を交付している。

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

～解説～

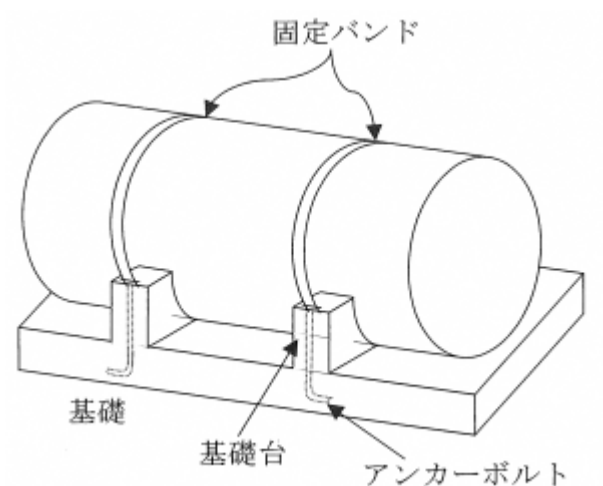
- 1 地震等の影響で転倒又は落下しないようにするため、支柱の強度、タンクと支柱の接合方法又はタンクと堅固な基礎との固定等について考慮する必要がある。
- 2 タンクの固定
 - (1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。ただし、べた基礎(平面形状がは

- り形基礎、独立基礎でない基礎)の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。
- (2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とする。
- (3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3 m以下とする。
- (4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。
- ① タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する(第1図参照)。アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定する。



第1図 タンクの固定例

- ② タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さびどめ塗装がされていること(第2図参照)。



第2図 円筒横置型タンクの設置例

- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

～解説～

「さび止めのための措置」とは、さび止め塗料を用いた塗装やコーティング等の方法がある。

- (4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

～解説～

- 1 「安全装置」については、第31条の2第2項第5号の解釈を参考にされたい。
- 2 「通気管」や「通気口」は、タンク内圧を大気圧と同じ状態にするため常に蒸気を大気に放出するものと、内圧が一定の圧力になると作動するものがあり、危険物の性質に応じて取り付けることが必要である。また、雨水の浸入を防止するため、先端を水平より下に45度以上曲げる等の措置は必要である。

3 通気管（屋内タンク）

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）のみを100度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、先端をタンク専用室内とすることができる。

- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

～解説～

- 1 引火点が40度未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置についての規定である。
- 2 「引火を防止するための措置」とは、40メッシュよりも細かい目の銅又はステンレスの網を設けるが、30メッシュの網を三層以上に設ける方法もある。

なお、引火防止装置の設置部は、維持管理上取り外しが容易にできる構造にしなければならない。

- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

～解説～

計量装置についての規定であるが、これには、フロート式液面計、エアージージ式液面計、電気式計量装置等がある。

なお、ガラス管等を用いるもの（連通管式等）は原則として使用することができないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は、計量装置として使用することができる。

- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

～解説～

1 注入口

- (1) 「火災予防上支障のない場所」については、次による。
- ① 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所
 - ② 引火点 40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置
- (2) 注入口を他の屋外タンク貯蔵所等の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で表示する。

2 弁

注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は金属製のものであり、かつ、漏れない構造であること。

- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

～解説～

危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するための開閉弁を設ける旨の規定である。

- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

～解説～

- 1 「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」とは、可とう管継手を使用し緩衝性をもたせる方法又は配管自体を屈曲（ループ）させる方法がある。

なお、可とう管継手については、(一財)日本消防設備安全センターにおいて「可撓管継手の設置等に関する運用基準について(昭和56年3月9日付け消防危第20号)」内「可とう管継手に関する技術上の指針」に基づく性能評定が行われている。

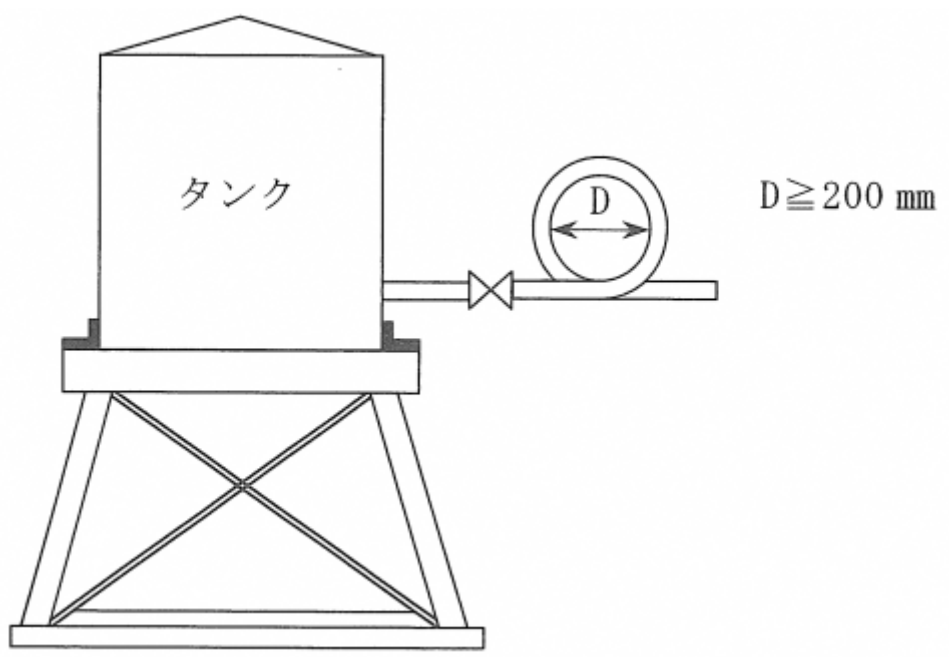
2 緩衝装置

「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること」については、次による。

- (1) 配管結合部の直近に可とう管継手を設ける。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。
- (2) 可とう管継手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする。

管の呼び (A)	長さ (mm)
25 未満	300
25 以上 50 未満	500
50 以上	700

- (3) 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径 200mm 以上のループ状とする等の措置を講じる。



- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

～解説～

- 1 「有効な措置」とは、危険物の規制に関する政令で定めるもの（例：屋外貯蔵タンクにおける防油堤等）と必ずしも同等である必要はないが、次のことに留意すること。
- 2 流出防止措置（屋外タンク）
 - (1) 液体の危険物

「液体の危険物」には、第4類以外の液体の危険物も含まれる。
 - (2) タンク周囲に設ける流出止めは、次による。
 - ① 防油堤等の内側地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート等の不燃材料で被覆されていること。
 - ② 流出止めは、コンクリートのほか鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造とし、流出止め内の地盤面は、コンクリート等のしゃ油性を有する不燃材料で被覆する。
 - ③ 流出止めの容量は、タンクの容量(1の流出止めに2以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量)の全量を収容できるものとする。
 - ④ 複数のタンクを包含するように防油堤等を設ける場合、配管の破損等により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作等により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。
 - ⑤ 流出止めに水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とする。

⑥ 「防火上有効な扉」又は「開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該扉又は壁をもって流出止めにかえることができる。

⑦ 標識等を防油堤等に付置する場合は、防油堤等の機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。

3 流出防止措置（屋内タンク）

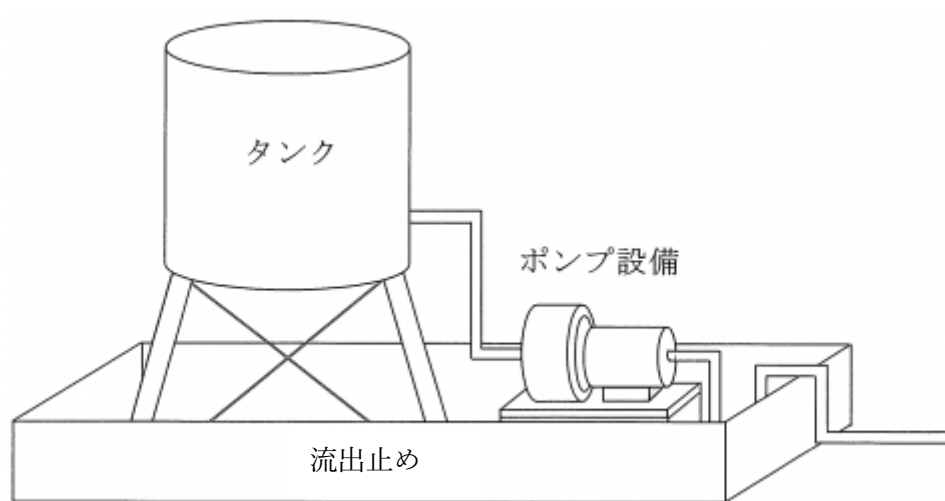
(1) コンクリート造の流出止めのほか、金属板又は内側を危険物が浸透しない構造としたコンクリートブロックなどが認められる。

(2) 流出止めの容量は、当該流出止め内にあるタンクの全容量を収容できるものとする。
なお、タンクをタンク室内に設置する場合は、流出止めとタンク室出入口の敷居等を組み合わせることによりタンクの全容量を収容できる場合についても認められる。

(3) 流出止め内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備(配管を含む。)以外の設備を設置しないこと。

(4) ポンプ設備は、原則として流出止めの外に設ける。ただし、流出止めの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。

(5) 標識等を防油堤等に付置する場合は、防油堤等の機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。



- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講じること。

～解説～

「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルの敷設や底板外面へのコールタールエナメル塗装等の方法があるが、単なるさび止め塗装はこれに該当するものではない。

【地下タンクの位置、構造及び設備の基準等】

第31条の5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

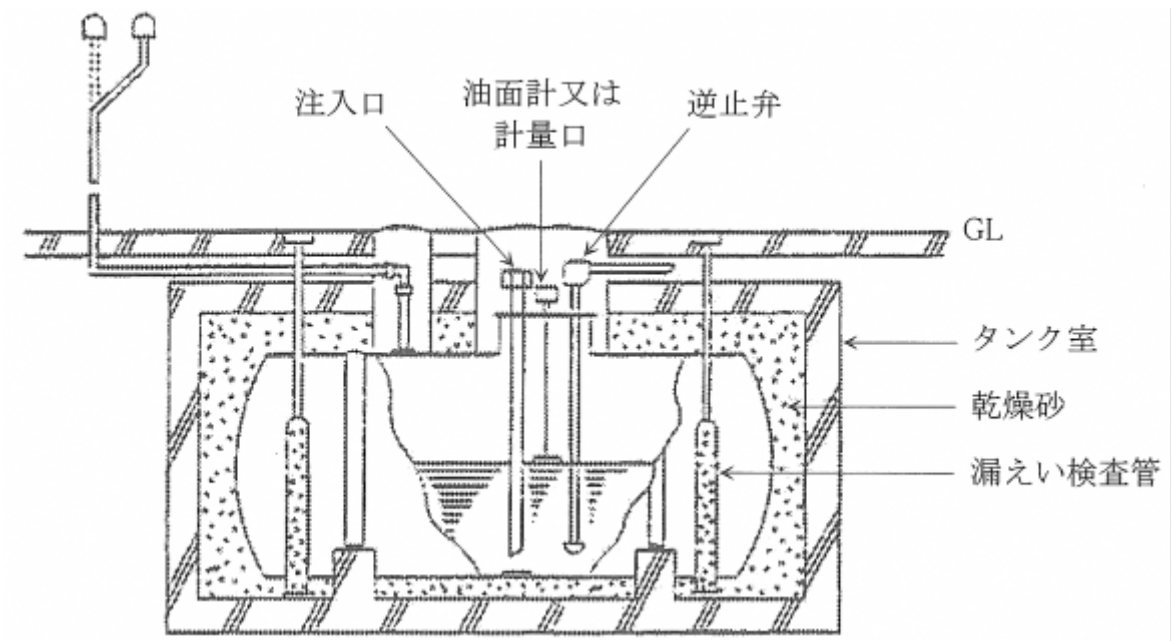
～解説～

- 1 地盤面下に埋設するタンク（地下タンク）で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合について規定したものである。
- 2 タンクの材料、板厚、埋設方法等以外の項目については、前条のタンクの基準の例によること。
- 3 複数の地下タンクがタンク室、基礎又はふたを共有して設けられている場合は、タンクの容量の合計が指定数量の5分の1以上指定数量未満の時は、一の少量危険物取扱所とし、また、タンクの容量の合計が指定数量以上となる時は、これらは一の地下タンク貯蔵所として規制を受けるものである。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

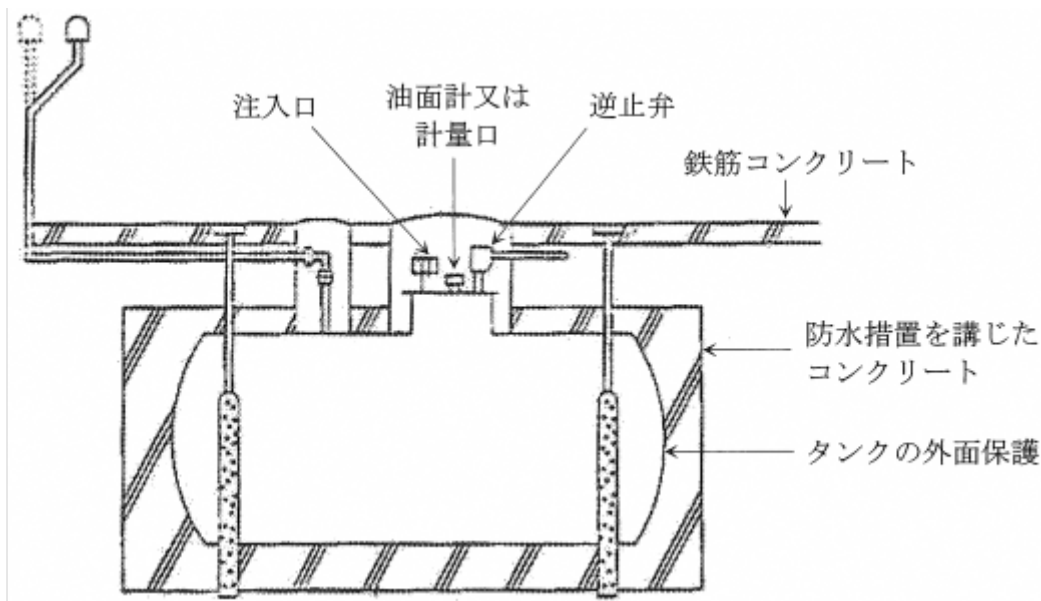
～解説～

- 1 埋設の方法を規定している。
コンクリート造等のタンク室は、次の構造を満たすものとする。
 - (1) 側壁及び底は、厚さ0.2m以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。
 - (2) ふたは、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認められる場合には、ふたの厚さについては、この限りでない。
 - (3) 雨水や地下水が浸入しないようにしなければならない。



第1図 タンク室に設置する例

- 2 「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、コンクリートで被覆された地下タンクをいい、その構造は、危険物の規制に関する規則第24条の2の5に定めるものとする。
- 3 第4類の危険物を、エポキシ樹脂等により防食措置を施したタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合はタンク室を設ける必要はない。
- 4 「これらと同等以上の防食性を有する材料・・・」については、危険物施設の審査指針第8「地下タンク貯蔵所」・5・地下貯蔵タンクの外面の保護(3)を参照のこと。
- 5 タンクの埋設は、次による。
 - (1) タンクの固定方法は、締付バンド又はボルト等により固定する。この場合において、バンド及びボルト等にはさびどめの塗装がされていること。
 - (2) タンクとタンク室の内側との間は、0.1m以上の間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂又は人工軽量骨材のうち細骨材を充てんする。
- 6 二重殻タンクの設置方法
二重殻タンクは、危険物の規制に関する政令第13条第2項に規定する地下貯蔵タンクの例により設置する。
- 7 漏れ防止構造を有するタンクの設置方法(第2図参照)
漏れ防止構造を有するタンクを設置する場合は、危険物の規制に関する規則第24条の2の5の例により設置する。



第2図 漏れ防止構造を有するタンクを設置する例

- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

～解説～

- 1 「ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造」には、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法がある。
- 2 ふたの構造については、前号解説1・(2)の例による。
- 3 タンクのマンホール(ふたを含む。以下同じ。)は、タンク本体(胴)と同等以上の強度を有するものとする。

- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

～解説～

地下タンクを基礎に固定する方法は、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締付けバンド及びアンカーボルト等についてもさび止め塗装が必要である。

- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、

漏れ、又は変形しないものであること。

～解説～

1 地下タンクの材質及び板厚等の規定である。

地下タンクの場合は、少量危険物用のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に3.2mm以上の鋼板(SS400)又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはFRPで造ることとされている。

2 タンク本体の構造

「厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

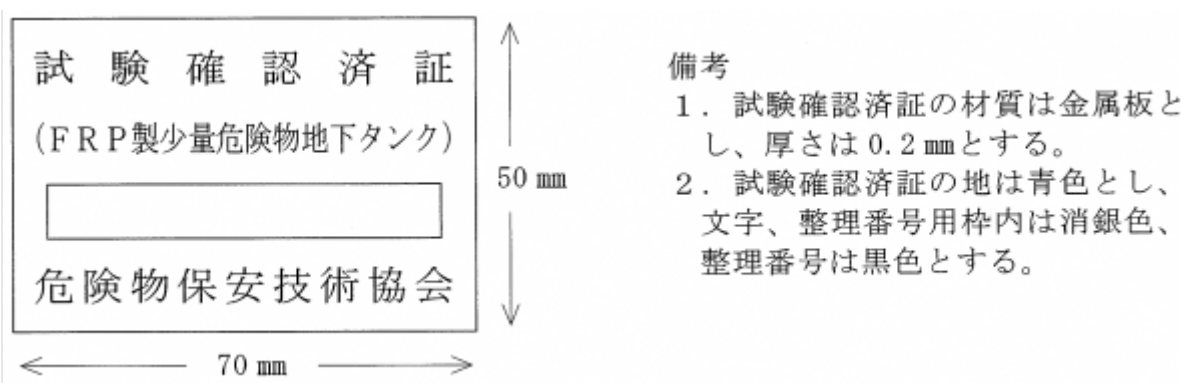
$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

3 「厚さ3.2mm以上の鋼板と同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック(以下「FRP」という。)で造られたタンクは、次による。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ない。



また、FRPの材質等については、危険物の規制に関する規則第24条の2の3に準ずる。

4 前条のタンクとは異なり、圧力タンク以外にあっては70kPaで、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で水圧試験を行わなければならない。

5 本条及び次条において「圧力タンク」とは、最大常用圧力が46.7kPa以上のものをいう。

6 タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと。

(5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止する

ための措置を講ずること。

～解説～

- 1 自動計量装置又は計量口についての規定である。
- 2 計量口を設ける場合の「損傷を防止するための措置」とは、具体的には、当該部分にタンク本体と同じ材質、板厚のあて板を溶接する措置等をいうものである。

(6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

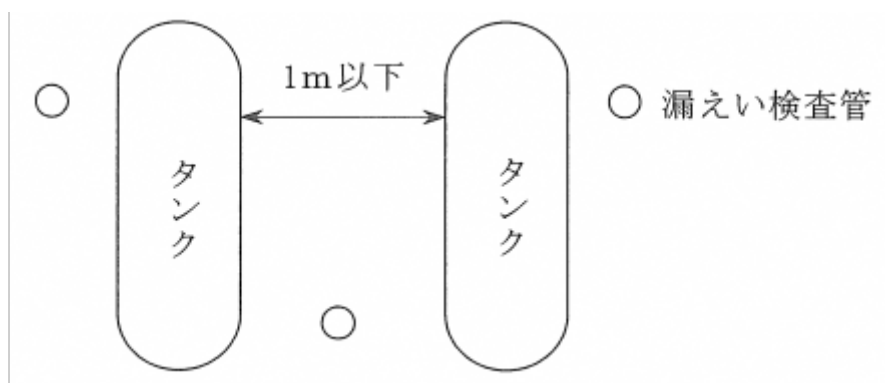
～解説～

- 1 配管の取付部についての規定である。地下タンクの場合は、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするために、当該タンクの配管はすべてタンク本体の頂部に取り付けること。
- 2 配管
 - (1) 配管は、第31条の2第2項第9号による。
 - (2) 特殊引火物、第1石油類、第2石油類を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管を設けるよう指導する。

(7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

～解説～

- 1 漏えい検査管の構造については、地下水位の高い場所に設ける場合は、小孔を地下水位上部まで設ける。
- 2 2以上の地下タンクを1m以下に接近して設ける場合の漏えい検査管の設置は、下記の例によることができるものとする。



- 3 危険物の漏れを有効に検知するための設備には、次のものが該当する。
 - (1) 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏

れを検知するための設備

- (2) 危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 第 1 項第 1 号ロに規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

【移動タンクの位置、構造及び設備の基準等】

第31条の6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

～解説～

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク（車両に固定されたタンクで、いわゆるミニローリーと呼ばれるもの。）の技術上の基準について規定したものである。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

～解説～

- 1 移動タンクから他のタンクへの注入の方法についての規定である。
- 2 「他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結する」方法とは、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等による方法がある。
- 3 注入ホースについては、次によること。
 - (1) 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
 - (2) 長さは、必要以上に長いものではないこと。
 - (3) 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

～解説～

- 1 移動タンクから容器への詰め替えについての規定である。これについては、移動タンク貯蔵所における取扱いの基準と同様に、引火点が40度以上の危険物を、先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により容器に注入する場合以外は行ってはならない。また、「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、毎分60リットル以下の速度と考えるべきである。
- 2 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものは認められない。
- 3 危険物を容器に詰替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置（オートストップ

装置が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導する。

(3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。

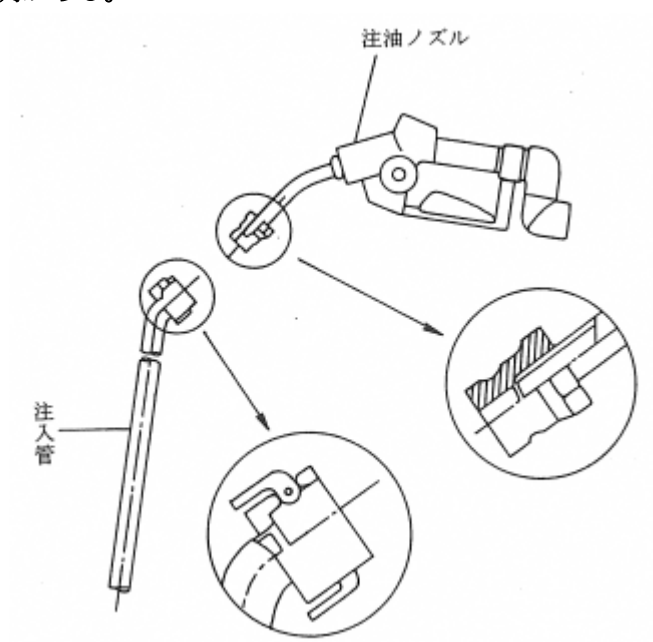
～解説～

- 1 移動タンクにおいて危険物を出し入れする際、静電気による事故防止のための規定である。
- 2 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類危険物のうち、特殊引火物、第1石油類、第2石油類をいう。また、液体の第3類及び第5類危険物のうち、引火性液体の性状を有するもののうち特殊引火物、第1石油類、第2石油類と同等の引火性を有する物品も含まれる。
- 3 「有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニール被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極に接続することをいう。

(4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

～解説～

移動タンクに危険物を注入する際の静電気による事故防止のための規定で、「注入管」は次図のような例がある。



- 2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

～解説～

第2項は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の基準について規定したものである。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

～解説～

- 1 移動タンクの常置場所に関する規定であるが、これは、常置場所が把握できないのでは指導も行えないという実態を考慮したものである。
 - 2 移動タンク貯蔵所とは異なり、少量危険物の場合は、タンクに危険物を貯蔵したまま常置場所に置かれる場合もあり、特に火気設備が付近にないかを考慮しなければならない。
 - 3 「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。
- (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

～解説～

- 1 移動タンクの材質、板厚及び水圧試験に関する規定である。
- 2 移動タンクは、3.2mm以上の厚さの鋼板(SS400)又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料(金属板)で造らなければならない。
- 3 「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は、2.8mm以上とすること。(第1表参照)

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)
A : 使用する金属板の伸び (%)

第1表

材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金版	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-O	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-O	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐侯性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

- 4 地下タンクと同様に圧力点検を行い、漏れ又は変形があつてはならない。
- 5 「圧力タンク」とは、地下タンクの場合と同様に、最大常用圧力が 46.7kPa 以上のものをいう。

(3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

～解説～

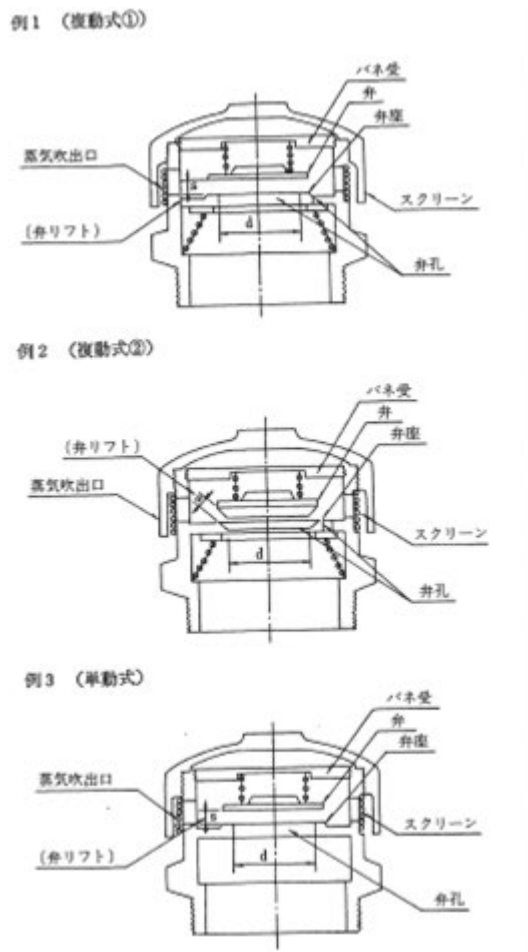
- 1 タンクと車両との固定の方法についての規定で、Uボルトの他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。
- 2 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。
- 3 タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められる。

(4) 常用圧力が 20 キロパスカル以下のタンクにあつては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

～解説～

1 直射日光や気温の上昇によるタンクの内圧の上昇防止、危険物払い出し時の大気圧との平衡保持のために設ける安全装置に関する規定である。(第1図参照)

なお、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定しなければならない。



第1図 安全装置の構造例

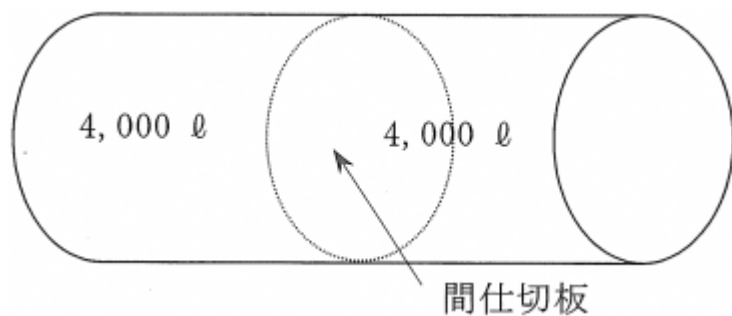
2 安全装置は、タンク頂部に設けること。

(5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

～解説～

1 移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000リットル以下ごとに間仕切を設けるよう規定されている。

2 「同等以上の機械的性質を有する材料で設ける」間仕切の板厚は、第31条の6第2項第2号の例による。



- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

～解説～

- 1 前号の規定により仕切られた部分ごとに、第4号の規定による安全装置を、また、仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上の場合、厚さ 1.6mm 以上の鋼板で造った防波板を設けなければならない。ここでいう鋼板とは熱間圧延軟鋼板 (SPHC) であり、「これと同等以上の・・・材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

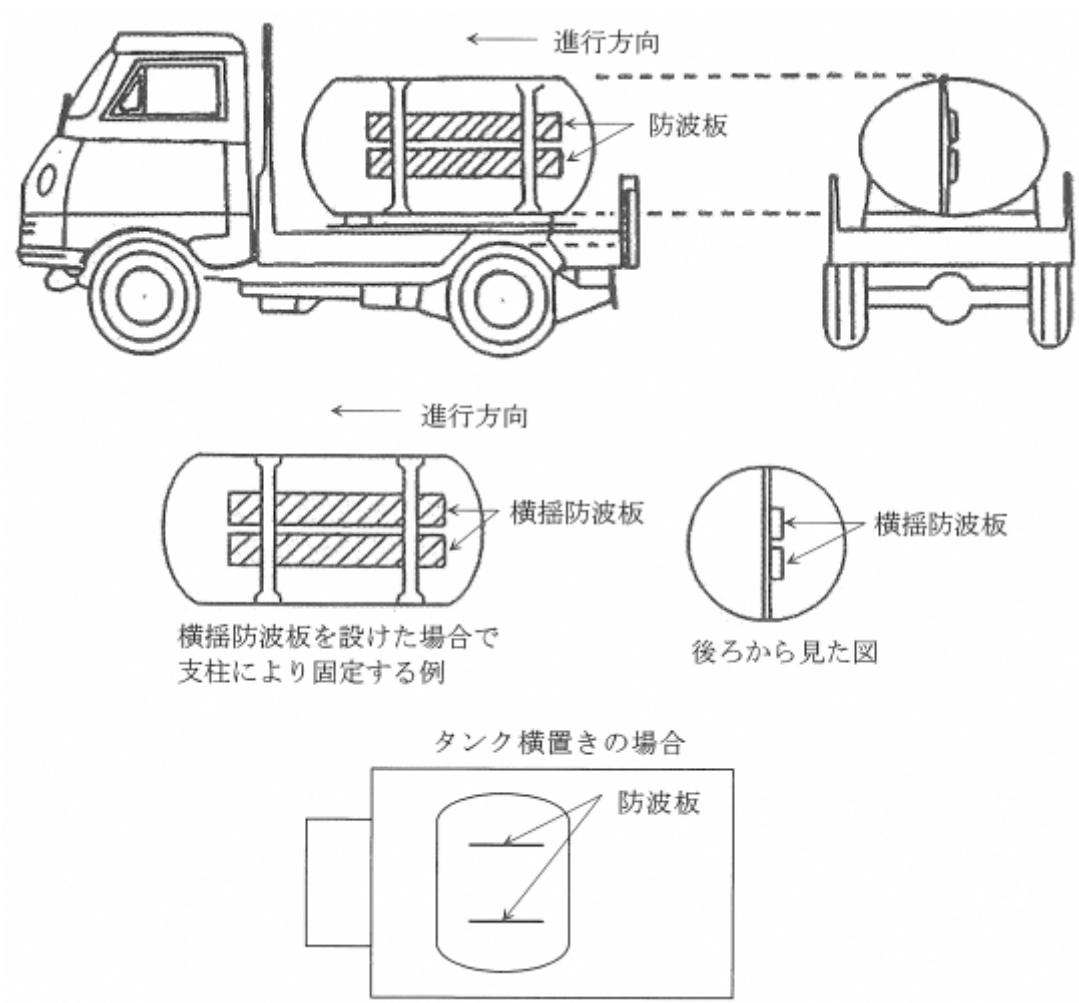
$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

材質名	JIS記号	引張り強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316	520	1.16	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

- 2 防波板は、走行中の移動タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両の安全性を確保するために設けるものであるが、その設置方法は、危険物の規制に関する規則第24条の2の9の規定の例によるべきである。
- 3 防波板は、タンクの移動方向と平行に設ける。



- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

～解説～

マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚についての規定である。これは、移動タンクが転倒等し、マンホールや注入口のふたに荷重がかかることがあっても、これらが容易に破損しないようにするためのものである。

なお、マンホールやふたの材質や板厚は第 31 条の 6 第 2 項第 2 号の例によること。

- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクにあつては、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

～解説～

1 防護枠を設ける場合の留意点は次のとおりである。

- (1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属設備の高さ以上であること。
- (2) 防護枠は、厚さ 2.3mm 以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする。

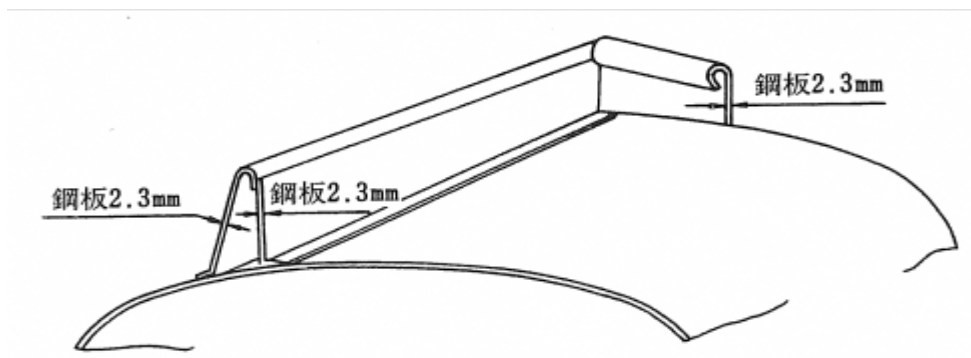
$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

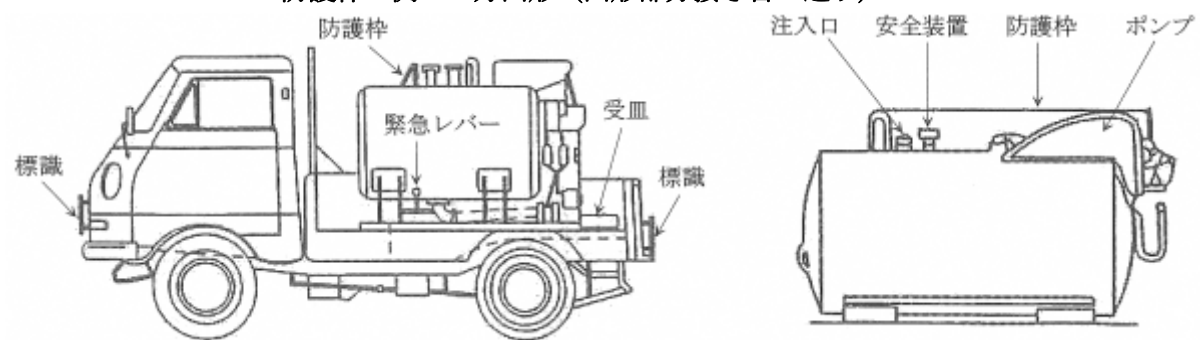
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

材 質 名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316	520	1.16	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

2 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。



防護枠の例 二方山形（山形部分接ぎ合せ造り）



(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。

～解説～

「非常の場合直ちに閉鎖することができる弁等」とは、移動タンク貯蔵所と異なり、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作が可能なものでなければならない。また、当該装置である旨の表示を見やすい位置に表示しなければならない。加えて、当該装置の操作方法も表示すべきである。

(10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

～解説～

配管からの流出防止のために弁等を設ける旨の規定である。

- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

～解説～

電気設備

- 1 「タンク及び附属装置の電気設備で可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」には、引火点 40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- 2 「可燃性蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

【類ごとに共通する基準等】

第31条の7 少量危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

～解説～

本条第1項は、法別表に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。

- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。

～解説～

第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は、一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。従って、その貯蔵、取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように以下のことに注意する必要がある。

- (1) 加熱、衝撃、摩擦を避ける。
- (2) 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- (3) 周囲に可燃物を置かない。
- (4) 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあつては、水との接触を避ける。

- (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

～解説～

第2類危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が速く、有毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- (1) 酸化剤との接触、混合を避ける。
- (2) 炎、火花又は高温体との接近若しくは、過熱を避ける。
- (3) 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。

(4) 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

(3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。

～解説～

- 1 第3類危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は、他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10キログラムから300キログラムと比較的少なく定められている。
- 2 第3類の危険物には、黄りんのように自然発火性(空気中での発火の危険性)のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性(水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性)のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。
- 3 第3類危険物の火災予防上の留意点は、次のとおりである。
 - (1) 自然発火性物品は、空気と接触させない。
 - (2) 自然発火性物品は、炎、火花、高温体との接触、又は過熱を避ける。
 - (3) 禁水性物品は、水との接触を避ける。
 - (4) 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。
- (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

～解説～

- 1 第4類危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比(燃焼範囲)の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類危険物にあつては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類の危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険性がある。
- 2 第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の留意点は次のとおりである。

- (1) 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
 - (2) 特に石油類については、静電気による火花についても留意する必要がある。
 - (3) みだりに蒸気を発生させない。蒸気が発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出するか、又は十分な通風を行う。
- (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

～解説～

第5類危険物は、自己反応性物質で、爆発、又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空气中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものも多く、また爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。火災予防上の留意点は次のとおりである。

- (1) 炎、火花、高温体との接近を避ける。
 - (2) 過熱、衝撃、摩擦を避ける。
 - (3) 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意する。
- (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

～解説～

第6類危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。第6類を貯蔵取り扱う場合の留意点は次のとおりである。

- (1) 可燃物との接触や混合を避ける。
- (2) 分解を促す薬品類との接近を避ける。
- (3) 過熱を避ける。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取扱うにあたって、同項の基準によらないことが

通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

～解説～

第1項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、危険物の貯蔵及び取扱いが原則によることが通常ではない場合にあっては、この基準によらないことができる。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、危険物の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じた上で行う必要がある。

【タンク、配管等の設備に係る基準維持】

第31条の8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第31条の2から第31条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

～解説～

- 1 「適正に維持管理」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう適時適正に維持管理されなければならないことを確認的に規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等許可施設と同等の措置をする必要はない。これは、少量危険物貯蔵取扱所における事故が設備の維持管理面に起因するものが非常に多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を、第31条の2から第31条の6までの技術基準に適合するように、適時点検、補修等を行う必要がある。
- 2 維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者とする。

【動植物油類についての適用除外】

第31条の9 第30条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

～解説～

動植物油類についての適用除外規定である。

動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外され、可燃性液体類とされている(危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号)。したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない、1万リットル未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として第30条から第31条の7までの規定の適用があるはずであるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第33条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。

【品名又は指定数量を異にする危険物】

第32条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、少量危険物を貯蔵し、又は取扱っているものとみなす。

～解説～

品名又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の危険物の数量と本節の規制の限度たる指定数量の5分の1の量との関係を規定したものである。この場合、品名を異にする危険物には、同じ類の危険物ばかりではなく、類を異にする危険物を含むものである。

1種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の5分の1未満であっても、貯蔵取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が5分の1以上となる場合は、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

このことについては、危険物製造所等における貯蔵取扱数量と同様の考え方である(法第10条第2項)。

【形態別の審査項目】

下記の少量危険物施設については、特例を適用し運用するものとする。

- 1 屋上に設ける「発電設備、ボイラー等で危険物（引火点が40℃以上の第4類に限る。）を消費する設備及びその付随するタンク」又は「蓄電池設備において危険物（第4類に限る。）を取り扱う設備」（以下、「屋上設置の発電設備等」という。）の場合

(1) 危険物を取り扱う設備

危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く。）はキュービクル式のものとし、周囲には油流出止めを設けること。ただし、キュービクル式の設備の外箱の鋼板等（配線や配管の貫通部へのコーキング等の措置を含む）で外部に危険物が漏れない構造のものは、当該鋼板等をもってこれに替えることができる。

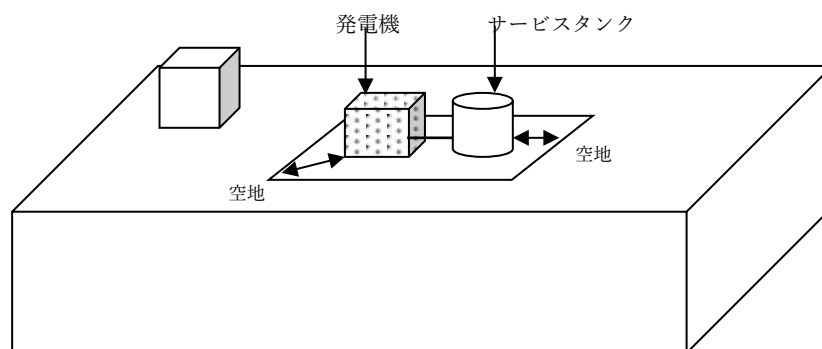
(2) タンク

屋上設置の発電設備等に付随するタンクについては、条例第31条の4の規定によるほか、以下の点に留意すること。

- ① 屋上に設置されるタンクは、屋上に設ける発電設備、ボイラー等危険物を消費する設備に付随するタンクとして規制する（付随するタンク以外で危険物を屋上に貯蔵することはできない。）。
- ② タンクがキュービクル式になっている場合は、条例第31条の3の2及び第31条の4の規定によること。この場合において、キュービクル式タンクの内部にタンクの全容量を収容できる防油堤が設置されている場合は、条例第31条の3の2第3号の規定による傾斜及びためますは省略することができる。

(3) 空地の幅について

1 mの空地を屋上設置の発電設備等の周囲に設けること（第1図参照）。また、屋上設置の発電設備等を複数設ける場合の空地については重複することができる。



第1図

2 屋外に設ける「発電設備、ボイラー等で危険物を消費する設備及びその付随するタンク（以下、「発電設備等」という。）」

(1) 危険物を取り扱う設備

前1・(1)によること。

(2) タンク

前1・(2) (①を除く。)によること。

(3) 空地の幅について

条例第31条の3第2項第1号の規定による空地を確保すること。ただし、同一工程である発電機等とタンクについて、それぞれを別の少量危険物施設とする場合、キュービクル式のタンクについては、屋内の例により規制するため、空地は不要である。

3 屋内に設ける発電設備等

(1) 危険物を取り扱う設備

条例第31条の3の2の規定によること。ただし、危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く。）がキュービクル式のもので、外箱の鋼板等（配線や配管の貫通部へのコーキング等の措置を含む。）で外部に危険物が漏れない構造のものは、同条第3号の規定は適用しない。

(2) タンク

発電設備等に付随するタンクについては、条例第31条の4の規定によること。

4 燃料タンク内蔵型の仮設発電機における少量危険物の貯蔵・取扱いは次によること。

(1) 屋外の場合

① 条例第31条の3第2項第1号及び第31条の4（第2項第9号を除く。）によること。

② 条例第 31 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する、危険物の流出を防止するための有効な措置については、燃料タンクの全容量を収容できる流出止めを想定していること。

なお、流出止めが設置されていない場合は、発電機を設置する場所の地盤面は鉄板等の危険物が浸透しない材料で覆い、タンクの全容量を回収できる油処理剤を設置すること。

(2) 屋上の場合

前(1) (条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号の準用規定を除く。) の例により設置するほか、仮設発電機の周囲に 1 m の空地を保有すること。

なお、流出止めが設置されていない発電機を危険物が浸透しない鉄筋コンクリート造の建築物の屋上に設置する場合は、地盤面への鉄板等の敷設は省略することができる。

(3) 屋内の場合

① 条例第 31 条の 3 の 2 (第 3 号及び第 4 号を除く。) 及び第 31 条の 4 (第 2 項第 9 号を除く。) によること。

② 発電機には燃料タンクの全容量を収容できる流出止めが設置されていること。

なお、流出止めが設置されていない場合は、(1)・②によること。

(4) 届出について

危険物の貯蔵量または消費量が指定数量の 1/5 以上指定数量未満となる場合は、届出を要するものであること。

5 キュービクル式のポンプ設備及び注入口 (第 2 図参照) における少量危険物の取扱いは次によること。

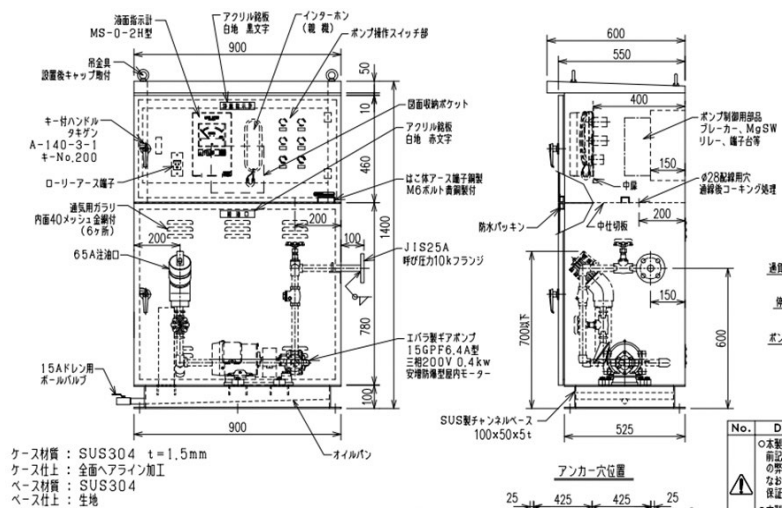
(1) 規制範囲

① 外箱の大きさは必要最小限とするとともに、ポンプの維持管理を行うことができる構造とすること。また、注入口、液面計等の当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切り、設置することができる。

② 外箱の底部は危険物の浸透しない構造とするとともに、流出防止のオイルパン (傾斜付き) を設けること。外箱の底部及びオイルパンをもって、ポンプ設備直下に設ける流出防止の囲い及びためますとして取り扱う。

③ 外箱は、ガラリ等の換気の措置を講じること。

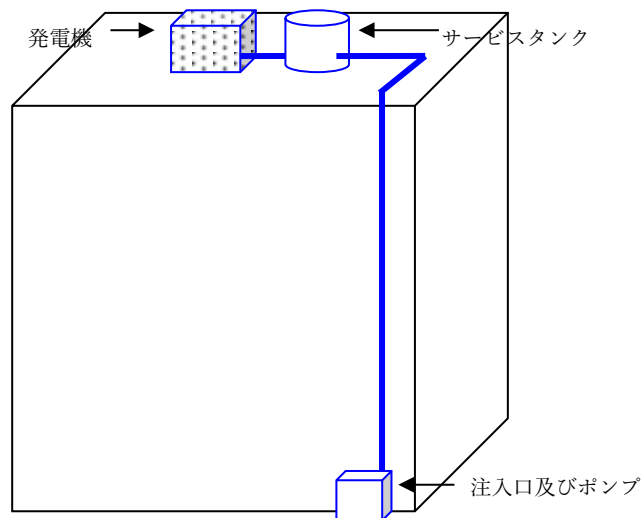
④ 保有空地については、点検が可能となる空地を保有することをもって足りること。



第2図 (キュービクル式のポンプ設備及び注入口の例)

(2) 届出について

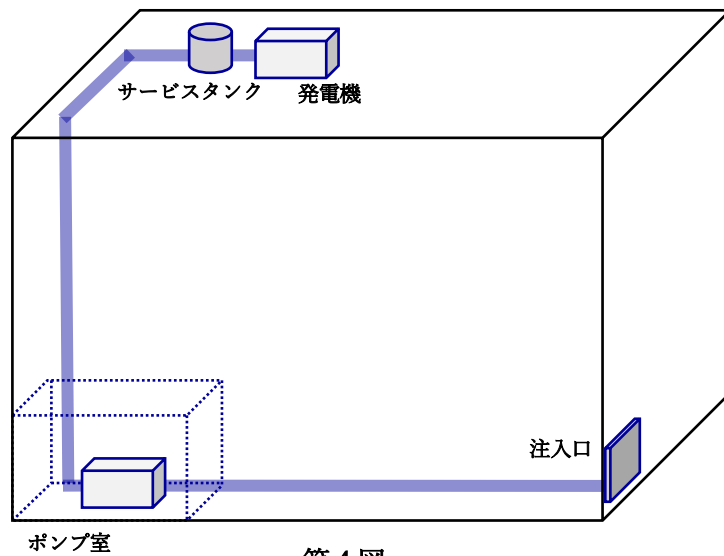
当該注入口に接続される少量危険物施設の一部として扱うため、注入口のみでの届出は要しない (第3図の範囲全てを一の少量危険物施設として届出を行う)。



第3図

6 危険物を取り扱う一連の工程が複数の場所で行われる場合 (注入口、ポンプ室及び屋上での取り扱い: 第4図参照) については次によること。

- (1) 発電設備等及びタンクについては、前1の基準によること。
- (2) ポンプ室については、第31条の3の2の基準によること。
- (3) 注入口については、火災予防上支障のない位置に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (4) 届出について 一連の工程をもって一の少量危険物施設として扱うため、複数の届出は要しない (第4図の範囲全てを一の少量危険物施設として届出を行う)。



第4図

7 キュービクル式のタンクを屋外に設置する場合

下図のようなキュービクル式のタンクを屋外に設置する場合、当該キュービクル式のタンクは屋内（条例第31条の3の2及び第31条の4）の基準により規制する。この場合において、キュービクル式タンクの内部にタンクの全容量を収容できる防油堤が設置されている場合は、条例第31条の3の2第3号の規定による傾斜及びためますは省略することができる。



指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の概要

		貯蔵取扱いの基準	位置構造設備																	
			屋内屋外共通	屋外	屋内															
可燃性液体類等	可燃性固体類 ※	33条第1項 適切な容器に収納し又は詰め替えること 温度変化等により漏れないように密封すること 可燃性液体類等の名称、数量、「火気厳禁」の表示 積み重ね高さ4mを超えないこと 炎、火花等との接近又は過熱を避ける	33条第3項 少量危険物の基準を準用する（以下の基準は除く） 詰替の基準 積み重ね高さ 空地の幅 類ごとの基準	33条第2項第1号 容器の種類及び数量に応じて空地を設けること	33条第2項第2号 20倍以上を取り扱う場合には壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内で行うこと。 ただし、幅1m以上の空地を保有するか、防火上有効な隔壁を設けた建築物内にあつては壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内で行うことができる。															
	可燃性液体類 ※	33条第3項 少量危険物の基準を準用する（以下の基準は除く） 詰替の基準 積み重ね高さ 空地の幅 類ごとの基準		<table border="1"> <thead> <tr> <th>容器等の種類</th> <th>可燃性固体類等の数量の倍数</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タンク又は金属製容器</td> <td>1以上20未満</td> <td>1メートル以上</td> </tr> <tr> <td>20以上200未満</td> <td>2メートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200以上</td> <td>3メートル以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の容器等</td> <td>1以上20未満</td> <td>1メートル以上</td> </tr> <tr> <td>20以上200未満</td> <td>3メートル以上</td> </tr> <tr> <td>200以上</td> <td>5メートル以上</td> </tr> </tbody> </table>		容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅	タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上	20以上200未満	2メートル以上		200以上	3メートル以上	その他の容器等	1以上20未満	1メートル以上	20以上200未満
容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅																		
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上																		
	20以上200未満	2メートル以上																		
	200以上	3メートル以上																		
その他の容器等	1以上20未満	1メートル以上																		
	20以上200未満	3メートル以上																		
	200以上	5メートル以上																		
少量危険物のうち動植物油			33条第2項第1号 1mの空地を設けること																	

		貯蔵取扱いの基準	位置構造設備		
			屋内屋外共通	屋外	屋内
綿花類等	合成樹脂類 ※	33条の2第1項 みだりに火気を使用しないこと 係員以外の者をみだりに出入りさせないこと 清掃、整理を行い荷くずれ、落下、転倒、飛散防止 かす等は1日1回以上廃棄	33条の2第2項第3号ア 集積単位を500㎡以下とすること 各集積単位間の距離を保つこと 100㎡以下 1m以上 100㎡超～300㎡以下 2m以上 300㎡超～500㎡以下 3m以上	33条の2第2項第3号イ 幅1m以上の空地を保有すること（20倍以上の場合は3m） 以下の場合空地不要 ・開口部のない防火構造の壁に面する ・不燃材料で造った壁に面する ・水幕設備を設置	33条の2第2項第3号ウ、エ 貯蔵、取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の相互を不燃材料を用いて区画すること ただし、水幕設備を設置する場合はこの限りでない。 100倍以上を取り扱う場合壁及び天井を難燃材料で仕上げた室内で行うこと
	廃棄物固化燃料等 ※	33条の2第1項 みだりに火気を使用しないこと 係員以外の者をみだりに出入りさせないこと 清掃、整理を行い荷くずれ、落下、転倒、飛散防止 かす等は1日1回以上廃棄 適切な水分管理を行うこと 適切な温度に保持されたものを受け入れること 3日を超えて集積する場合、5m以下の集積高さとする 温度、可燃性ガス濃度の監視を行うこと	33条の2第2項第4号 温度測定装置を設けること 100倍以上をタンクで貯蔵する場合発熱が生じた場合に迅速に内容物を排出できる構造とすること。 ただし、散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りではない 33条の2第2項第2号 集積単位を200㎡以下とすること 各集積単位間の距離を保つこと 50㎡以下 1m以上 50㎡超～200㎡以下 2m以上		33条の2第2項第4号 温度測定装置を設けること 100倍以上を取り扱う場合壁及び天井を難燃材料で仕上げた室内で行うこと
	その他のもの	33条の2第1項 みだりに火気を使用しないこと 係員以外の者をみだりに出入りさせないこと 清掃、整理を行い荷くずれ、落下、転倒、飛散防止 かす等は1日1回以上廃棄	33条の2第2項第2号 集積単位を200㎡以下とすること 各集積単位間の距離を保つこと 50㎡以下 1m以上 50㎡超～200㎡以下 2m以上		

※に該当するものを100倍以上貯蔵、取り扱う場合は条例第33条の3（危険要因の把握及び火災予防上有効な措置）の適用あり

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

～解説～

指定可燃物の特性

「指定可燃物」とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第7の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。

別表第7

品名	数量	可燃性固体類等	綿花類等	具体的な品名(例)
綿花類	200kg		○	製糸工程前の原毛、羽毛
木毛及びかんなくず	400		○	やしの実繊維、製材中に出るかんなくず
ぼろ及び紙くず	1,000		○	使用していない衣類、古新聞、古雑誌
糸類	1,000		○	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
わら類	1,000		○	乾燥わら、乾燥い草
再生資源燃料	1,000 ※		○	廃棄物固形化燃料(RDF等)
可燃性固体類	3,000 ※	○		石油アスファルト、クレゾール
石炭・木炭類	10,000		○	練炭、豆炭、コークス
可燃性液体類	2m ³ ※	○		潤滑油、自動車用グリス
木材加工品及び木くず	10		○	家具類、建築廃材
合成	発泡させたもの	20 ※	○	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
樹脂類	その他のもの	3,000kg※	○	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム
紙類	10,000kg		○	新聞用紙、印刷用紙、ダンボール

※印の指定可燃物は数量以上、その他は数量の5倍以上で要届出(46条)

備考

1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

～解説～

1 綿花類

- (1) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて带状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (2) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- (3) 羽毛は綿花類に該当する。
- (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当する。
- (5) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。
 - ① 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。
 - ② 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

2 木毛及びかんなくず

- (1) 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿(もくめん)、木繊維(しゅろの皮、やしの実の繊維等)等も該当する。
- (2) かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。

～解説～

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。

～解説～

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。

～解説～

- 1 わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- 2 乾燥藁(かんそうい)とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

～解説～

- 1 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。

(1) RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物(生ごみ等)を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

(2) RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの。

(3) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料(廃プラスチックを添加する場合もある。)とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

- 2 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上

であるもの

- エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

～解説～

「可燃性固体類」とは、平成元年改正前の準危険物第 4 類第 2 種引火物等で、別表第 7・備考 6 にある一定の要件(引火点、燃焼熱量、融点等)に該当するものである。その性質としては、危険物第 2 類引火性固体に分類変更となった平成元年改正前の準危険物第 4 類第 1 種引火物等よりは引火しにくい、加熱により溶融したものは危険物と同様に火災危険性が大きく、また、燃焼熱量が大きいこと火災の際に消火困難となる。これらには、例えば、クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が含まれる。

- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

～解説～

- 1 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- 2 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。
- 3 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末(カーボンブラック)は該当しない。

- 8 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。)で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

～解説～

- 1 「可燃性液体類」とは、別表第 7・備考 8 にあるように、法別表備考第 14 号から第 17 号の定めにより危険物の規制に関する規則第 1 条の 3 に規定する危険物の第 4 類引火性液体から除外されるものである。つまり、第 2 石油類の除外物品(可燃性液体量が 40%以下で、引火点が 40 度以上、燃焼点が 60 度以上のもの)、第 3 石油類の除外物品(可燃性液体量が 40%以下のもの)、第 4 石油類の除外物品(可燃性液体量が 40%以下のもの)及び動植物油類の除外物品(危険物の規制に関する規則第 1 条の 3 第 7 項に定めるタンク又は容器に貯

蔵保管されているもの)が該当する。これらには、例えば、塗料、接着剤等が含まれる。

(例)

消防法別表第1備考

14 第2石油類とは、灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

危険物の規制に関する規則

(品名から除外されるもの) ← 総務省令で定めるもの
第1条の3

5 法別表第1備考第14号の組成等を勘案して総務省令で定めるものは、可燃性液体量が40%以下であつて、引火点が40度以上のもの(燃焼点が60度未満のものを除く。)とする。



可燃性液体類

2 「動植物油類」とは、法別表備考第10号及び第17号に定めるものをいうが、同号解説1のように一定の貯蔵条件により貯蔵されているものは危険物から除外され、可燃性液体類とされている。したがって、一定の貯蔵条件により貯蔵されていない、指定数量未満の動植物油類については、本来ならば、第30条から第31条の8までの規定が適用されるはずである。しかし、この場合、まず、一定の貯蔵条件を満たしているかどうかを厳密に判断しないと適用すべき条項が決まらないので、これによる混乱を防ぐため、一定の貯蔵条件により貯蔵されていないものについても、指定可燃物となる動植物油類と合わせて、本条に基準を規定したものである。

9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

～解説～

1 合成樹脂類

(1) 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。

- (2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。
 なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。
- (3) 別表第7・備考9の不燃性又は難燃性の判断
 酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

一般的に使用される合成樹脂の例

酸素指数 26 未満の 合成樹脂の例*	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
	アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
	エポキシ樹脂 (EP) …… 接着剤以外のもの
	不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
	ポリアセタール (POM)
	ポリウレタン (PUR)
	ポリエチレン (PE)
	ポリスチレン (PS)
	ポリビニルアルコール (PVAL) …… 粉状 (原料等)
	ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル酸樹脂)	

合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品(靴、サンダル、電気製品等)であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

- (5) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

① 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液(ラテックス)を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

② 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

スチレンブタジエンゴム (SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

③ 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

- (6) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。
- (7) ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品(ゴム長靴、ゴルフボール等)であってゴムが容積又は重量において 50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エポナイト(生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。)は該当しないものとする。
- (8) フォームラバー(ラテックス(水乳濁液)配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。)はゴム類に該当する。

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

- (9) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

2 木材加工品及び木くず

- (1) 製材した木材、板、柱、半製品(製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部分となるもの)及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- (2) 原木(立ち木を切り出した丸太の状態のもの)は木材加工品に該当しないものである。
- (3) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。
- (4) 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。
- (5) 防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

3 紙類

- (1) 洋紙とは、機械すき法によって作られる紙の総称をいう。新聞用紙、印刷用紙、筆記

用紙、図面用紙等が該当する。

- (2) 和紙とは手すき法で作られる紙をいうが、現在では機械すきで作られているものが多く半紙、襖紙が該当する。
- (3) 板紙とは、洋紙のうち紙箱用の厚紙をいい、段ボール原紙、白板紙、黄板紙、建材原紙等が該当する。
- (4) ルーフィングには、古紙、羊毛、綿、麻などを原料とし、厚くすいた平滑で柔軟な紙（ルーフィング原紙）及びこれにアスファルト他を浸透したもの等が該当する。
- (5) 段ボールとは、段ボール原紙から造られた紙箱をいう。
- (6) 雑誌、新聞、製本等で印刷又は製本工程を経た後、一括貯蔵されているもの及び合成紙は紙類に該当する。

～解説～

1 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

別表第7の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

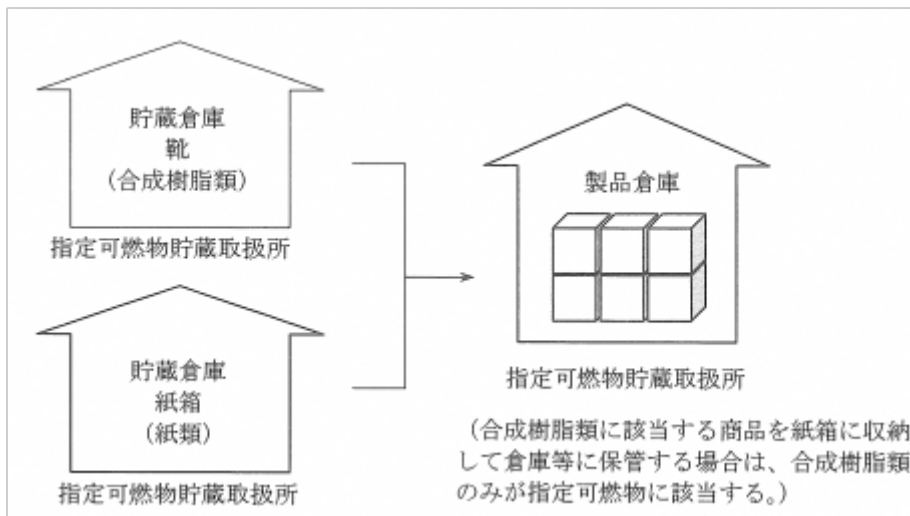
- ① 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。
- ② 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

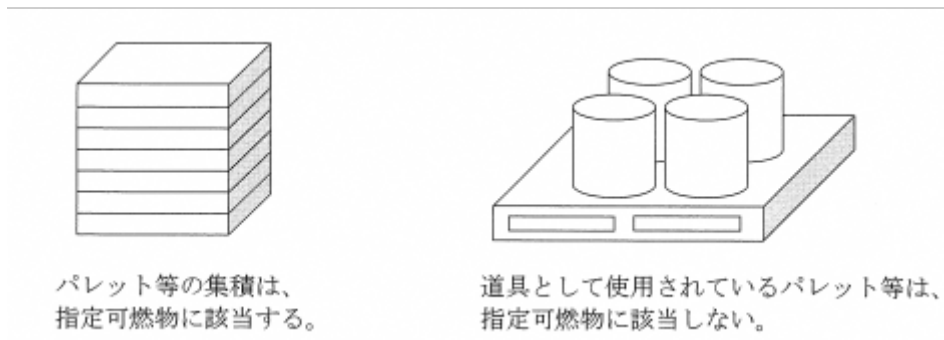
- ① 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
- ② 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- ③ 百貨店等において陳列、展示しているもの
- ④ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等
- ⑤ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合(第1図～第3図参照)



第1図



第2図



2 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

(1) 可燃性固体類等の同一場所の扱い

第31条「少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」解説1～4に準ずる。

(2) 綿花類等の同一場所の扱い

① 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこの限りでない。

② 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物に建築基準法施行令第112条に規定する防火区画が存する場合は、それぞれ別々に算定することとして取り扱うものである。

3 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、別表第7の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の部分の容積又は重量を算定し、

箱型に成形されている場合等の空間部分は算入しないものである。

【例 1】 糸類 500,000kg(500 倍)、綿花類 60,000kg (300 倍)、ぼろ及び紙くず 800kg を貯蔵し、又は取り扱っている場合、別表第 7 に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、別表第 7 の数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計 800 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

品名	貯蔵取扱量	別表第 7 の数量	備考
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表に定められている量の 500 倍
綿花類	60,000 kg	200 kg	別表に定められている量の 300 倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、800 倍となる

【例 2】 綿花類 150kg、糸類 800kg、ぼろ及び紙くず 800kg のように 2 以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ別表第 7 の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。

品名	貯蔵取扱量	別表第 7 の数量	備考
糸類	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
綿花類	150 kg	200 kg	別表に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定める量未満の場合は、合算しないので貯蔵取扱いの対象外

【例 3】 別表第 7 の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸類
 500kg 500kg 500kg 500kg 2,000kg

【可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第33条 別表第7の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物等」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

～解説～

- 1 本条は、別表第7で定める数量以上の指定可燃物のうち可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について、おおむね少量危険物の場合に準じて規定したものである。
- 2 「指定可燃物」は、法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるもの」で、平成元年改正前の準危険物の一部と特殊可燃物等を統合したものである。
- 3 「可燃性液体類等」は、指定可燃物のうち引火性を有する物品である可燃性固体類及び可燃性液体類、並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物第4類のうち動植物油類の総称である。このうち、可燃性固体類及び可燃性液体類を総称して「可燃性固体類等」としている。可燃性固体類等は、危険物の第2類可燃性固体及び第4類引火性液体に準じた性質を有している。
- 4 第1項は、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。本項各号に定める基準以外の事項については、第2項の規定により、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する第30条から第31条の8までの規定が準用されるので、本項の規定は可燃性液体類等について加重的な基準を定めた特例規定である。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第7備考第6号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の「容器の種類」の項が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

～解説～

- 1 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を指定数量以上の危険物に準じて規定したものである。つまり、可燃性固体類にあつては危険物の規制に関する規則別表第3に掲げる第2類危険等級Ⅲの危険物において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物の規制に関する規則別表第3の2に掲げる第4類危険等級Ⅲの危険物において適応する容器又はこれと同等以上の容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物が漏れないように容器を密封して収納するよう定めている。
- 2 指定可燃物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準
指定可燃物を内装容器等に収納し、又は詰め替える場合は、次による。
 - (1) 収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。
 - (2) 「これと同等以上の強度を有すると認められる容器」には、次のものがある。
 - ① 告示第68条の2の2に定める容器
 - ② 告示第68条の3の3に定める容器

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

～解説～

容器には見やすい箇所に、可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示を明確にし、さらに「火気厳禁」等の防火に関し必要な事項を表示することにより火災予防及び消火活動における効果を期待したものである。

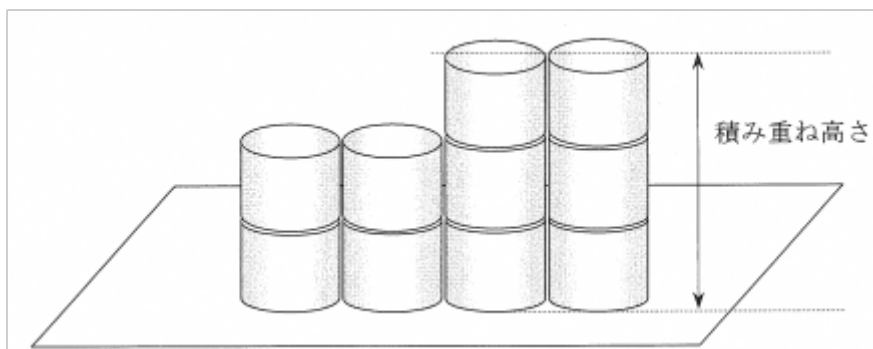
なお、ただし書は、収納する可燃性液体類等が化粧品である場合は、その量により基準の緩和を定めたものである。

- (2) 可燃性液体類等（別表第7備考第6号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

～解説～

- 1 可燃性液体類等を収納した容器を貯蔵する場合の積み重ね高さの制限を規定したものである。これは、危険物の規制に関する規則第40条の2で定める指定数量以上の第4類の危険物の容器の積み重ね高さと同等の基準である。
- 2 容器の積み重ね高さ
指定可燃物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から

容器の上端までの高さをいう。(第1図参照)



第1図

- (3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。
- 2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち動植物油類にあつては幅1メートル以上の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は 金属製容器	1以上 20未満	1メートル以上
	20以上 200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の 容器等	1以上 20未満	1メートル以上
	20以上 200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

～解説～

可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼防止の観点から、その屋外の場所の周囲に、可燃性固体類等にあつては容器等の種類及び数量の倍数に応じた幅の空地を、第4類の少量危険物のうち動植物油類にあつては幅1メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるよう規定したものである。

この場合、防火上有効な塀とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有することができない部分及び施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものである。

また、本号は、第31条の3第2項第1号の基準と比較して、数量が多いため同号ただし書のような緩和を認めていない。

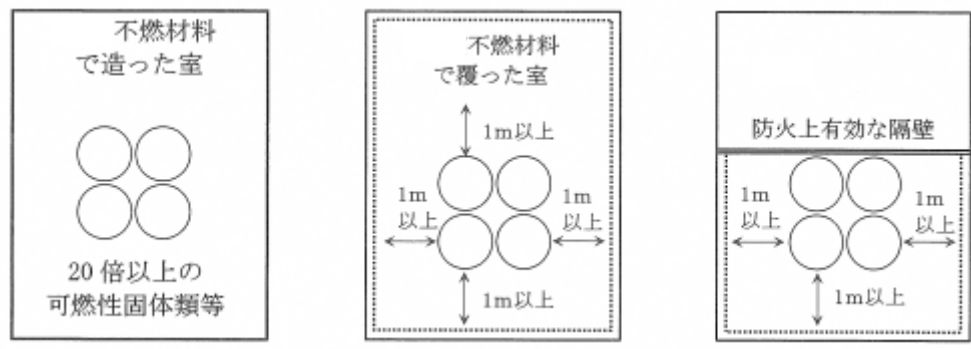
- (2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

～解説～

- 1 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、その数量に応じた延焼防止を考慮して、壁、柱、床及び天井（第11条第1項第3号参照）を不燃材料で造った室内で行うよう規制している。第2項で規定する別表第7で定める数量の20倍未満の可燃性固体類等に対する規制の場合と異なり、内装のみを不燃材料で仕上げて足りるとしていない。

ただし書の規定は、前記の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。すなわち、周囲に幅1メートル以上（可燃性固体類等の数量の倍数が200倍以上の場合は、3メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁によって、隣接する建築物等との間に延焼防止の措置をとった建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造らなくても不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱って差し支えないとしたものである。

- 2 「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。
- 3 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上の空地を保有する(第1図参照)。



第1図

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで(第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。)の規定を準用する。

～解説～

第1項及び第2項の基準のほか、別表第7で定める数量以上の可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。

【綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第33条の2 指定可燃物等のうち可燃性固体類等以外のもの（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

～解説～

- 1 本条は、別表第7で定める数量以上の指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。
- 2 「綿花類等」は、指定可燃物のうち前条の可燃性固体類と可燃性液体類を除くものの総称である。別表第7においては、綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、再生資源燃料、石炭及び木炭類、木材加工品及び木くず、合成樹脂類並びに紙類が指定されている。また、指定可燃物の性質上、不燃性又は難燃性のものは除外されている。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

～解説～

「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法でこれを使用すべきこと。すなわち、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気を使用すべきである。

(2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

～解説～

日常の業務に従事する係員以外の者をみだりに出入りさせることによって発生する、古紙集積所等におけるボヤの事故等を考慮した規定である。

(3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

～解説～

「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置が挙げられる。

(4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所に

において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

～解説～

「その他適当な措置」とは、安全な方法で回収を行う等をいう。

(5) 再生資源燃料（別表第7備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によつて発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

～解説～

貯蔵し、又は取り扱っている綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示板により明確にすることで、火災予防及び消火活動における効果を期待したものである。本号については、31条の2第2項第1号の解説を参照すること。

なお、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識は、「指定可燃物取扱所」とし、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、「火気注意」とすること。

（福岡市火災予防規則第7条第2項第5号及び別表第2参照）

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第7備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

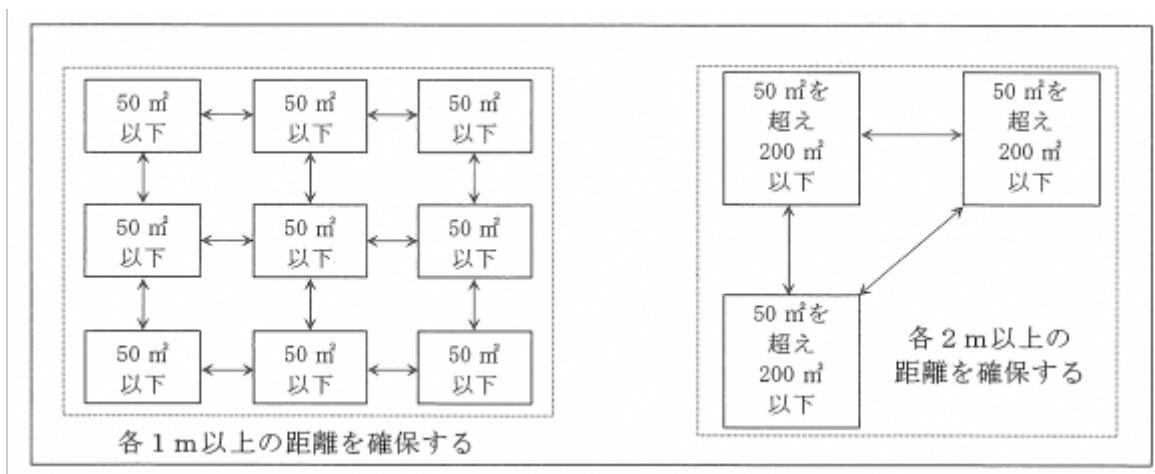
～解説～

1 合成樹脂類を除く綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、多量に集積されるとその危険性が増大し、特に消火の困難性が著しくなることに対処した規定である。すなわち、集積する場所の面積200㎡以下ごとに区分して集積し、かつ、区分された各集積は、相互に2m以上(集積面積50㎡以下の場合は1m)の間隔を保つよう規定している。

また、ただし書は、例えば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあるので、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水等を行うことにより温度を下げる設備を設置している場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。

なお、合成樹脂類は、本号の対象とせず、第3号でその集積単位を定めている。

2 集積する場合は、次の例による。



(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

～解説～

- 1 第2号と同様の趣旨であるが、特に合成樹脂類の製造工程の実態等を考慮し、合成樹脂類を集積する場合は、500㎡以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じ表のように集積単位相互間の距離を保有することを定めたものである。
- 2 「散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、不燃材料で区画するか、ドレンチャー設備、又はスプリンクラー設備等を設けた場合をいう。

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅1メートル（別表第7で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する場合、又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

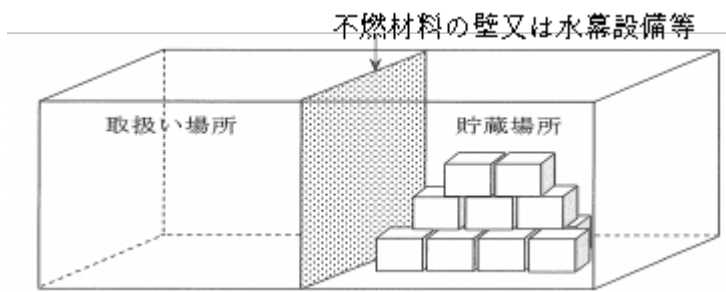
ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

～解説～

- 1 屋内において合成樹脂類を取り扱う場合に、火災が発生したとき、貯蔵場所への延焼危険等を考慮したものである。この場合、「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することである。また、た

だし書は、第 33 条の 2 第 2 項第 3 号アの解説 2 を参照すること。

2 屋内における貯蔵場所と取扱い場所の区画は、不燃材料の壁又は水幕設備等による。



エ 別表第 7 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

～解説～

多量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、特に延焼危険及び消火の困難を考慮し、延焼媒体となりやすい天井及び壁の材質の規制を定めたものである。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

～解説～

「温度測定装置」とは、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵・取扱い形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

イ 別表第 7 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

【危険要因の把握等】

第33条の3 別表第7で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

～解説～

本条は条例別表第7で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う者が、当該場所における火災の危険要因を把握し、貯蔵取扱いの実態等に応じた事業所の保安態勢を構築することを規定している。

第3節 基準の特例

【基準の特例】

第34条 この章（第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについて消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては適用しない。

Q 大型トラックの燃料タンクは、軽油で 200 リットルあるものもありますが少量危険物の規制はかけなくていいのですか。

A 規制は不要です。自動車の燃料タンクの安全基準については「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」第 15 条の規定で安全性が確保されており、また自動車の設備の一部と解されるため危険物の貯蔵や取扱いにはあたらないとされています。（参考：昭和 49 年 7 月 30 日 消防予第 102 号）

Q 活性炭を大量に取り扱うのですが、指定可燃物に該当しますか。

A 活性炭は石炭・木炭類に該当します。（参考：別表第 7 備考 7）

Q 小麦粉を大量に取り扱うのですが、指定可燃物に該当しますか。

A 福岡市火災予防条例では穀物類は規制していないので該当しません。（東京都では指定可燃物に該当します。）

Q ゴムタイヤの数量は 3,000 kg（合成樹脂・その他のもの）となっていますが、何本ぐらいで数量になりますか。

A 大小様々ですので一概には言えませんが、平均的なタイヤ（16 インチ）1 本の重量は約 10 kg ですので、概ね 300 本と考えることができます。

Q タンクの水張検査等は必ず行わなければいけないのですか。

A 福岡市火災予防条例第 46 条の 2 の水張検査等は任意ですが、条例基準に適合したタンクであることが必要です。

Q 少量危険物の移動タンクを新たに置く場合、届出は必要ですか。

A 福岡市火災予防条例第 46 条の規定に基づき必要となります。

Q ためますほどの程度の大きさが必要ですか。

A 概ね縦、横及び深さを 30 cm 以上とします。

Q 指定可燃物は少量危険物同様に品名ごとに合算するのですか。

A 指定可燃物は福岡市火災予防条例第 32 条と同様の規定がないため、数量に満たない品名は合算しません。

Q 少量危険物や指定可燃物に対する消火器の設置の根拠は条例ですか。

A 消防法施行令第 10 条及び消防法施行規則第 6 条が根拠になります。

Q 少量危険物である屋外タンクや移動タンクに消火器は必要ないのでしょうか。

A 本市においては、上記のものについて、消防法施行令第10条に規定する「別表第一に掲げる建築物その他の工作物」に該当しないこととしているため設置についてはあくまでも「指導」となります。

※参考までに、東京消防庁においては、火災予防条例において、移動タンク等への消火器の設置を義務付けています。

参考

東京の火災条例第31条の2第3項

少量危険物貯蔵取扱所には、次に掲げる基準により消火設備を設けなければならない。ただし、法第17条第1項の規定の適用を受けるものにあつては、この限りでない。

- 1 少量危険物貯蔵取扱所（移動タンクを除く。）には、危険物政令別表第5において危険物の種類ごとにその消火に適応するものとされる第5種の消火設備を設けること。
- 2 移動タンクには、自動車用消火器を1個以上設けること。

Q 少量危険物の移動タンクに燃料を積載した状態で常置することは可能でしょうか。

A 火災予防上安全な場所（移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であつて、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所を言います。）であれば可能ですが、屋外に常置する場合は、危険物の盗難等にも留意する必要があると思います。

Q 指定数量以上の危険物施設に必要となる空地と少量危険物施設に必要な空地の重複は可能ですか。

A 許可施設と少量危険物施設の空地の重複に係る通知等は特にありませんが、施設に必要となる空地の大なる方を確保するようにしてください。

Q 屋上に架台を設置し、その上部（又は下部）に少量危険物である発電機を設置する場合、その下部（又は上部）に対する規制はありますか。

A 特に規制はありませんが、火災予防上支障のないように運用してください。
なお、排気筒付近は発電機の作動時高温になる可能性があり、他都市においては付近の可燃物が延焼媒体となった火災も発生しておりますので、運用には十分注意をお願いします。

●共通基準

第30条

- | | |
|--|---|
| | (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。 |
| | (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。 |
| | (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。 |
| | (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。 |
| | (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。 |
| | (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。 |

●少量危険物の共通基準

- | | |
|--|--|
| | (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。 |
| | (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。 |
| | (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。 |
| | (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。 |
| | (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。 |
| | (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。 |
| | (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 |
| | (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。 |
| | (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。 |
| | (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。 |
| | (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。 |
| | (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。 |
| | (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。 |
| | (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。 |
| | (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。 |
| | (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 |

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容

器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴つて温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備については、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講じること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第32条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、少量危険物を貯蔵し、又は取扱っているものとみなす。

●類毎の共通事項

第31条の7 少量危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---|
| | (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。 |
| | (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。 |
| | (3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。 |
| | (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 |
| | (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。 |
| | (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。 |
| | 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。 |

●タンク、配管その他の設備の維持管理

第31条の8 少量危険物を貯蔵し又は取り扱うタンク配管その他の設備は第31条の2から第31条の6までの位置構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

●屋内における基準

チェック

<input type="checkbox"/>	壁柱床及び天井は不燃材料で造られ又は覆われたものとする事。
<input type="checkbox"/>	窓及び出入口には防火戸を設ける事。
<input type="checkbox"/>	液状の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合は床は危険物が浸透しない構造とする事とも適当な傾斜をつけかつためますを設ける事。
<input type="checkbox"/>	架台を設ける場合は架台は不燃材料で堅固に造る事。
<input type="checkbox"/>	危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光照明及び換気の設備を設ける事。
<input type="checkbox"/>	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合はその蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設ける事。

●屋外における基準

チェック

少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には地面から高さ 6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

危険物を貯蔵し又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には容器等の種類及び貯蔵し又は取り扱う数量に応じ次の表に掲げる幅の空地を保有するか又は防火上有効な塀を設けること。ただし開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときはこの限りでない。

容器等の種類	貯蔵し，又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の容器等	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）にはその直下の地盤面の周囲に囲いを設け又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講じるとともに当該地盤面はコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆いかつ適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には架台は不燃材料で堅固に造ること。

●屋外タンクにおける基準（別途屋外の基準も確認すること）

チェック

- 少量危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は当該タンクの容量を超えてはならない。
- その容量に応じ次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験においてそれぞれ漏れ又は変形しないものであること。ただし固体の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクにあつてはこの限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面にはさび止めのための措置を講ずること。ただしアルミニウム合金ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつてはこの限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は火災予防上支障のない場所に設けるとともに当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管にはタンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- タンクの配管は地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- 屋外に設置するものでタンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

●屋内タンクにおける基準（別途屋内の基準も確認すること）

チェック

- 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。
- その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

●地下タンクにおける基準

チェック

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。 |
| <input type="checkbox"/> | 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。 |
| <input type="checkbox"/> | 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。 |
| <input type="checkbox"/> | 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。 |
| <input type="checkbox"/> | 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。 |
| <input type="checkbox"/> | 地盤面に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。 |
| <input type="checkbox"/> | 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。 |
| <input type="checkbox"/> | タンクは、 堅固な基礎の上に固定されていること。 |
| <input type="checkbox"/> | タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 |
| <input type="checkbox"/> | 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。 |
| <input type="checkbox"/> | タンクの配管は、 当該タンクの頂部に取り付けること。 |
| <input type="checkbox"/> | タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。 |

●移動タンクにおける基準

チェック

- タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 火災予防上安全な場所に常置すること。
- タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- 4,000リットル以下ごとの間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクにあつては、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

●屋上に設ける「発電設備、ボイラー等で危険物を消費する設備及びその付随するタンク」または「蓄電池設備において危険物を取り扱う設備」における基準

チェック

- 使用する危険物は引火点が40°C以上の第4類
- 危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く）はキュービクル式のものである。

※周囲に油流出止めが設けられている（配線・配管の貫通部へのコーキング処理が施されているキュービクル式の外箱の鋼板等による代替も可能）

※危険物を取り扱う設備及びタンクの周囲に1メートル以上の空地が設けられていること（複数設備がある場合は空地の重複可能）。

タンクにおける基準

チェック

- タンクは「発電設備、ボイラー等で危険物を消費する設備及びその付随するタンク」または「蓄電池設備において危険物を取り扱う設備」に付随するタンクであること。

※タンク単独での屋上設置は不可

- 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用

圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

キュービクル式のタンクにあつては下記の内容を追加

- 外箱は不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。
 - 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
 - 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- ※キュービクル式タンクの内部にタンクの全容量を収容できる防油堤が設置されている場合は、傾斜及びためますは省略可能
- 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。
 - 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

●屋外における「発電設備、ボイラー等で危険物を消費する設備及びその付随するタンク」または「蓄電池設備において危険物を取り扱う設備」の基準

チェック

- 危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く）はキュービクル式のものである。
- 周囲に油流出止めが設けられている（配線・配管の貫通部へのコーキング処理が施されているキュービクル式の外箱の鋼板等による代替も可能）
- 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場合（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の容器等	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

●タンクにおける基準

チェック

- 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。
- その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

●キュービクル式のタンクにあつては下記の内容を追加

- 外箱は不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。
- 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

※キュービクル式タンクの内部にタンクの全容量を収容できる防油堤が設置されている場合は、傾斜及びためますは省略可能

架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。

危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

空地の幅について

同一工程にある設備とタンクをそれぞれ別の少量危険物施設とする場合、キュービクル式のタンクは空地不要

●屋内における「発電設備、ボイラー等で危険物を消費する設備及びその付随するタンク」または「蓄電池設備において危険物を取り扱う設備」の基準

チェック

- 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。
- 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

※危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く）がキュービクル式のもので、配線・配管の貫通部へのコーキング処理が施されているキュービクル式の外箱の鋼板等があれば省略可能

- 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。
- 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

●タンクにおける基準

チェック

- 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。
- その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

●燃料タンク内蔵型の仮設発電機の基準（屋外）

チェック

危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場合（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の容器等	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

※燃料タンクの全容量が収容できる流出止め（オイルガード）を想定している

※流出止めが設置されていない場合は、発電機設置場所の地盤面は鉄板等の危険物が浸透しない材料で覆い、タンクの全容量を回収できる油処理剤を設置すること。

屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

●燃料タンク内蔵型の仮設発電機の基準（屋上）

チェック

- 1 mの空地を確保すること。
- 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。
- その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用

圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

※燃料タンクの全容量が収容できる流出止め（オイルガード）を想定している

※流出止めが設置されていない場合は、タンクの全容量を回収できる油処理剤を設置すること。

※流出止めが設置されていない場合は、発電機設置場所の地盤面は鉄板等の危険物が浸透しない材料で覆うこと（鉄筋コンクリート造の建築物の屋上に設置する場合は省略化可能）。

- 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

●燃料タンク内蔵型の仮設発電機の基準（屋内）

チェック

<input type="checkbox"/>	壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。
<input type="checkbox"/>	窓及び出入口には、防火戸を設けること。
<input type="checkbox"/>	危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
<input type="checkbox"/>	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
<input type="checkbox"/>	少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。
<input type="checkbox"/>	その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用

圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

<input type="checkbox"/>	地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
<input type="checkbox"/>	外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
<input type="checkbox"/>	圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
<input type="checkbox"/>	引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
<input type="checkbox"/>	見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
<input type="checkbox"/>	注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
<input type="checkbox"/>	タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
<input type="checkbox"/>	液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

※燃料タンクの全容量が収容できる流出止め（オイルガード）を想定している

※流出止めが設置されていない場合は、発電機設置場所の地盤面は鉄板等の危険物が浸透しない材料で覆い、タンクの全容量を回収できる油処理剤を設置すること。

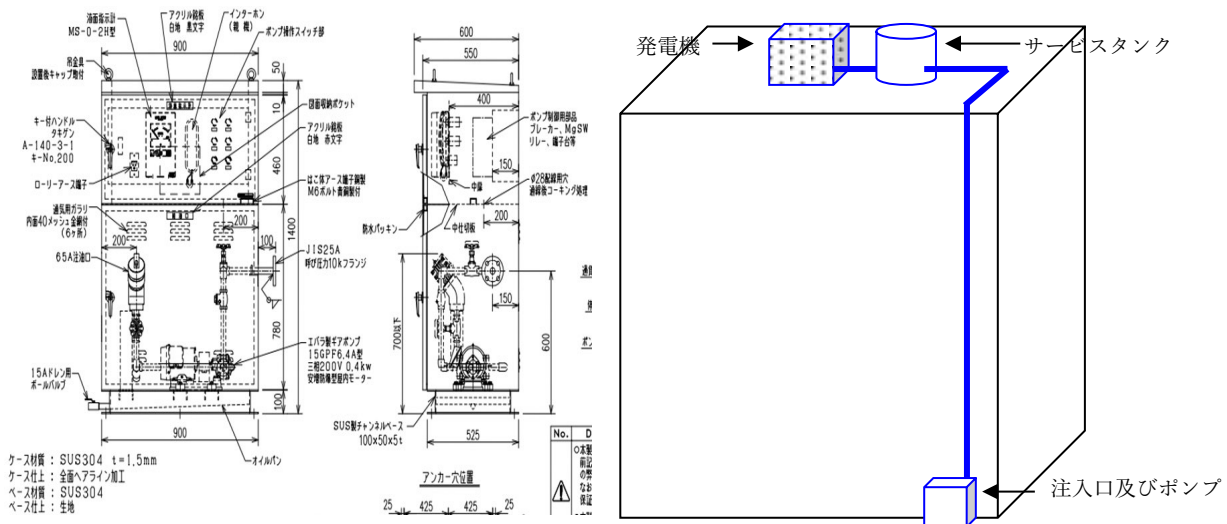
<input type="checkbox"/>	屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。
--------------------------	---

●キュービクル式のポンプ設備及び注入口の基準

チェック

- 外箱の大きさは必要最小限とするとともに、ポンプの維持管理を行うことができる構造とすること。
※注入口、液面計等の当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切り、設置することができる。
- 外箱の底部は危険物の浸透しない構造とするとともに、流出防止のオイルパン（傾斜付き）を設けること。
※外箱の底部及びオイルパンをもって、ポンプ設備直下に設ける流出防止の囲い及びためますとして取り扱う。
- 外箱は、ガラリ等の換気の措置を講じること。
- 点検が可能となる空地を保有している。

当該注入口に接続される少量危険物施設の一部として扱うため、注入口のみでの届出は要しない（下図の範囲全てを一の少量危険物施設として届出を行う）。



キュービクル式のポンプ設備及び注入口の例

●キュービクル式タンクの基準

チェック

- 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。
- 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
※タンクの全容量を収容できる防油堤が設置されている場合は、傾斜及びためますは省略可能
- 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。
- 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

チェック

- 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。
- その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

●可燃性液体類

チェック

可燃性液体類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のIIIの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

可燃性液体類を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

可燃性液体類は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

前の項目の基準は、可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項目の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器等の種類及び可燃性液体類の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性液体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性液体類等の数量で除して得た値をいう。以下この項目において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の容器等	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性液体類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

別表第7で定める数量の100倍以上の可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

●可燃性固体類

チェック

可燃性固体類（別表第7備考第6号エに該当するものを除く：引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100℃未満のもの）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性固体類が漏れないように容器を密封して収納すること。

前項の内装容器等には、見やすい箇所に可燃性固体類の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

可燃性固体類（別表第7備考第6号エに該当するものを除く：引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100℃未満のもの）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

可燃性固体類は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

前項の基準は、可燃性固体類を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

可燃性固体類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器等の種類及び可燃性固体類の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類の数量で除して得た値をいう。以下この項目において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の容器等	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

別表第7で定める数量の100倍以上の可燃性固体類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

●少量危険物のうち動植物油類

チェック

少量危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと

同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により動植物油類が漏れないように容器を密封して収納すること。

前項の内装容器等には、見やすい箇所に動植物油類の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

動植物油類を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

動植物油類は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

前項の基準は、動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅1メートル以上の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

●少量危険物の規制準用項目（可燃性液体類等）

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

第31条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴つて温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備については、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講じること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第31条の3 少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、地面から高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講じるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

第31条の3の2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。

(2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

(4) 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第31条の4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

(6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

第31条の5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第31条の6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態にて固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。

- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

- (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

- (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクにあつては、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護柵を設けること。

- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。

- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第31条の8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第31条の2から第31条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

●綿花類等（再生資源燃料（廃棄物固形化燃料以外））

チェック

	綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
	綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
	綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
	綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
	綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
	綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第7備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

●再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等のみ）

チェック

- 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- 廃棄物固形化燃料等のくず、かす等は、当該再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等のみ）の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- 廃棄物固形化燃料等等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
- 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
- 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。
- 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。
- 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに廃棄物固形化燃料等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

- 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。
- 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。
- 別表第7で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等々の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。
- 別表第7で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

●合成樹脂類

チェック

- 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、性状等に応じ、地震等により容易に荷ぐずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- 合成樹脂類のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所には、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに合成樹脂類の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

- 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅1メートル（別表第7で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。
- 別表第7で定める数量の100倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。